

# 児童発達支援ガイドライン

(令和6年7月)

## 目次

はじめに .....	5
<b>第1章 総論 .....</b>	<b>6</b>
1. ガイドラインの目的 .....	6
2. こども施策全体の基本理念 .....	6
3. 障害児支援の基本理念 .....	9
(1) 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供 .....	9
(2) 合理的配慮の提供 .....	9
(3) 家族支援の提供 .....	9
(4) 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進 .....	10
(5) 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供 .....	10
<b>第2章 児童発達支援の全体像 .....</b>	<b>10</b>
1. 定義 .....	10
2. 役割 .....	10
(1) 児童発達支援の役割 .....	10
(2) 児童発達支援センターの中核的役割 .....	11
3. 児童発達支援の原則 .....	12
(1) 児童発達支援の目標 .....	12
(2) 児童発達支援の方法 .....	13
(3) 児童発達支援の環境 .....	16
(4) 児童発達支援の社会的責任 .....	16
<b>第3章 児童発達支援の提供すべき支援の具体的な内容 .....</b>	<b>17</b>
1. 児童発達支援の提供に当たっての留意事項 .....	17
2. 児童発達支援の内容 .....	17
(1) 本人支援 .....	17
(2) 家族支援 .....	26
(3) 移行支援 .....	28
(4) 地域支援・地域連携 .....	29
<b>第4章 児童発達支援計画の作成及び評価 .....</b>	<b>30</b>
1. 障害児支援利用計画の作成の流れ .....	31
(1) 障害児相談支援事業所による障害児支援利用計画案の作成と市町村による支給決定 .....	31
(2) 担当者会議の開催と障害児支援利用計画の確定 .....	31
(3) 児童発達支援計画に基づく児童発達支援の実施 .....	32
(4) 障害児相談支援事業所によるモニタリングと障害児支援利用計画の見直し .....	32
(5) その他の連携について .....	32
2. 児童発達支援計画の作成の流れ .....	33
(1) こどもと保護者及びその置かれている環境に対するアセスメント .....	33

(2) 児童発達支援計画の作成	34
(3) タイムテーブルに沿った発達支援の実施	35
(4) 児童発達支援計画の実施状況の把握（モニタリング）	36
(5) モニタリングに基づく児童発達支援計画の見直し及び児童発達支援の終結	36
<b>第5章 関係機関との連携</b>	<b>37</b>
1. 市町村との連携	37
2. 医療機関等との連携	37
3. 保育所や幼稚園等との連携	38
4. 他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所等との連携	38
5. 学校や放課後等デイサービス事業所等との連携	39
6. こども家庭センターや児童相談所との連携	39
7. （自立支援）協議会等への参加や地域との連携	40
<b>第6章 児童発達支援の提供体制</b>	<b>40</b>
1. 定員	40
2. 職員配置及び職員の役割	40
(1) 適切な職員配置	40
(2) 設置者・管理者の責務	41
(3) 設置者・管理者による組織運営管理	41
3. 施設及び設備	45
4. 衛生管理、安全管理対策等	45
(1) 衛生管理・健康管理	45
(2) 非常災害対策・防犯対策	47
(3) 緊急時対応	47
(4) 安全管理対策	48
5. 適切な支援の提供	49
6. 保護者との関わり	49
(1) 保護者との連携	50
(2) こどもや保護者に対する説明等	50
7. 地域に開かれた事業運営	52
8. 秘密保持等	52
9. 職場倫理	52
<b>第7章 支援の質の向上と権利擁護</b>	<b>52</b>
1. 支援の質の向上への取組	52
(1) 職員の知識・技術の向上	53
(2) 研修の受講機会等の提供	53
(3) 児童発達支援センターによるスーパーバイズ・コンサルテーションの活用	54
2. 権利擁護	54
(1) 虐待防止の取組	54

(2) 身体拘束への対応.....	56
(3) その他.....	56

## はじめに

平成 24 年の児童福祉法改正において、障害のある子どもが身近な地域で適切な支援が受けられるように、従来の障害種別に分かれていた施設体系が一元化され、この際、児童発達支援は、主に就学前の障害のある子どもを対象に発達支援を提供するものとして位置づけられた。

その後、約 10 年で児童発達支援等の事業所数、利用者数は飛躍的に増加した。身近な地域で障害児通所支援を受けることができる環境は、都市部を中心に大きく改善したと考えられる一方、障害児通所支援として求められる適切な運営や支援の質の確保が課題とされてきた。

さらに、全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けて、障害のある子どもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）が重要となる中で、その取組は十分に推進されてきたとは必ずしも言えない状況にある。

これらの現状も踏まえ、改めて、障害児通所支援が担うべき役割や機能等、今後の障害児通所支援の在り方について検討するため、令和 3 年に「障害児通所支援の在り方に関する検討会」を開催し、制度改革等も視野に議論がなされ、同年 10 月には報告書がとりまとめられた。

同報告書でとりまとめられた内容については、社会保障審議会障害者部会においても議論がなされ、令和 3 年 12 月に「障害者総合支援法改正法施行後 3 年の見直しについて 中間整理」において、今後の障害児支援における検討の方向性が示された。

同中間整理において示された内容を踏まえ、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的な役割を担う機関であることの明確化や、児童発達支援における「福祉型」と「医療型」の一元化等、法改正が必要な事項について、令和 4 年の通常国会に児童福祉法の改正法案が提出され、同年 6 月に成立、令和 6 年 4 月に施行された。

同通常国会では、「こども基本法」「こども家庭庁設置法」等も成立した。また、令和 4 年に「障害児通所支援に関する検討会」を開催し、改正児童福祉法の施行に向けて、その内容を具体化するための議論がなされ、同年 3 月に報告書が取りまとめられた。

令和 5 年 4 月には、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども家庭庁が発足し、障害児支援については、こども施策全体の中でより一層の推進が図られることとなった。

また、同年 12 月には、「こども大綱」、「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの 100 か月の育ちビジョン）」、「子どもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定された。

本ガイドラインは、これらの内容を踏まえ、平成 29 年 7 月に策定された「児童発達支援ガイドライン」を全面改訂し、児童発達支援の内容や方法など基本的事項について示すものである。

事業所においては、本ガイドラインの内容を踏まえつつ、各事業所の実情や個々の子どもの状況に応じて不断に創意工夫を図り、提供する支援の質の向上に努めることが求められる。また、各事業所の不断の努力による支援の質の向上とあいまって、今後も本ガイドラインの見直しを行い、本ガイドラインの質も向上させていくものである。

## 第1章 総論

### 1. ガイドラインの目的

- (1) この「児童発達支援ガイドライン」は、児童発達支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所（以下単に「事業所等」という。）における児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるものである。
- (2) 各事業所等は、本ガイドラインにおいて示される障害児支援の基本理念や支援の内容等に係る基本的な事項等を踏まえ、こども本人やその家族、地域の実情に応じて創意工夫を図り、その機能及び質の向上を図らなければならない。
- (3) 各事業所等は、本ガイドラインの内容を踏まえながら、こども施策の基本理念等にのっとり、特別な支援や配慮を要するこどもであるか否かにかかわらず、権利行使の主体であるこども自身が、身体的・精神的・社会的に幸せな状態にあることを指すウェルビーイング<sup>1</sup>を主体的に実現していく視点を持ってこどもとその家族に関わらなければならない。

### 2. こども施策全体の基本理念

令和5年4月1日に、こども家庭庁が発足し、障害児支援施策も同庁の下で、こども施策全体の連続性の中で推進されていくこととなった。

また、こども家庭庁の発足とあわせて、こども基本法（令和4年法律第77号）が施行された。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基本となる事項を定める等により、こども施策を総合的に推進することを目的としている（第1条）。

こども施策の基本理念としては、次の6点が掲げられている（第3条）。

---

1 「ウェルビーイング」は、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に幸せな状態にあることを指す。また、ウェルビーイングは、包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など生涯にわたる持続的な幸福を含む。（「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」より引用）

### ＜こども施策の基本理念＞

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されることないこと。
  - － 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
  - － 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
  - － 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
  - － 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
  - － こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。
  - － 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

また、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 1 条においても、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもが家族や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく「主体」として尊重されなければならないこと、第 2 条では、社会全体がこどもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるべきことが規定されている。

特に、子どもの最善の利益の考慮については、子どもの権利条約及び障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）において、以下のとおり規定されている。

#### ＜子どもの権利条約＞

- 自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする（第12条）。
- 精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認め（第23条の1）。
- 障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する（第23条の2）。

#### ＜障害者の権利に関する条約＞

- 障害のある児童が他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に共有することを確保するための全ての必要な措置を取ることとされ、措置にあたっては、児童の最善の利益が主として考慮され、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有している（第7条）。

障害児支援に携わる者は、障害のある子どもも含め、全ての子どもに関わることも施策の基本理念をしっかりと理解した上で、こども施策全体の中での連続性を意識し、障害のある子どもや家族の支援に当たっていくことが重要である。

また、乳幼児期については、全ての子どもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上を図ることを目的として、全ての人で共有したい理念と基本的な考え方を示し、社会全体の認識共有を図りつつ、政府全体の取組を推進する羅針盤として、「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」（以下「はじめの100か月の育ちビジョン」という。）が、令和5年12月に閣議決定されており、「はじめの100か月の育ちビジョン」の内容も十分に理解し、障害の有無にかかわらず全ての子どもの育ちをひとしく切れ目なく保障する視点を持ち、こどもや家族の支援に当たっていくことが重要である。

支援に当たる上では、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが意見を表明する権利の主体であることを認識し、子どもが意見を表明する機会が確保され、年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、子どもの最善の利益が優先考慮されるよう、取組を進めていくことが必要である。その際には、言語化された意見だけではなく、子どもの障害の特性や発達の程度をよく理解した上で、その特性や発達の程度に応じたコミュニケーション手段により、例えば、目の

動きや顔の向き、声の出し方といった細やかな変化や行動を踏まえ、様々な形で発せられる思いや願いについて、丁寧にくみ取っていくことが重要である。

### 3. 障害児支援の基本理念

障害児支援に携わる者は、2. の全てのこどもに関わることも施策の基本理念に加え、障害のあるこどもの育ちと個別のニーズを共に保障するため、次の基本理念を理解した上で、こどもや家族への支援、関係機関や地域との連携に当たっていくことが重要である。

#### (1) 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供

こどもの発達全般や障害の特性・行動の特性等を理解し、こどもの発達及び生活の連續性に配慮し、こどもの今の育ちの充実を図る観点と将来の社会参加を促進する観点から、こどものウェルビーイングの向上につながるよう、必要な発達支援を提供することが必要である。

また、障害の特性による二次障害を予防する観点も重要であることから、こどもの特性に合わない環境や不適切な働きかけにより二次障害が生じる場合があることを理解した上で支援を提供するとともに、こどもの支援に当たっては、こども自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすることが重要である。

#### (2) 合理的配慮の提供

障害者権利条約では、障害を理由とするあらゆる差別（「合理的配慮」の不提供を含む。）の禁止等が定められている。

障害のあるこどもの支援に当たっては、こども一人一人の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じ、合理的な配慮の提供が求められる。このため、事業所等は、障害のあるこどもや保護者と対話を重ね、物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が障害のあるこどもの活動を制限する社会的なバリアとなっているのか、また、それを取り除くために必要な対応はどのようなものがあるか、などについて検討していくことが重要である。

#### (3) 家族支援の提供

こどもは、家族やその家庭生活から大きな影響を受ける。家族がこどもの障害を含め、そのこども本人のありのままを肯定していくプロセスは平坦ではなく、成長・発達の過程で様々な葛藤に直面する。様々な出来事や情報で揺れ動く家族を、ライフステージを通じて、しっかりとサポートすることにより、こどもの「育ち」や「暮らし」が安定し、こども本人にも良い影響を与えることが期待できる。

家族の支援に当たっても、こどもの支援と同様、家族のウェルビーイングの向上につながるよう取り組んでいくことが必要であり、家族自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすることが重要である。

#### (4) 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進

全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けては、障害の有無にかかわらず、こどもたちが様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学びあい、成長していくことが重要である。このため、事業所等は、障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進の観点を常に持ちながら、こどもや家族の意向も踏まえ、保育所、認定こども園、幼稚園等の一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援や、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組を進めていくことが求められる。

#### (5) 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供

こどもの現在、そして将来の豊かな育ちを保障していくためには、こどもと家族を中心据えて、包括的なアセスメント・支援を行うことが必要であり、各事業所や各関係機関それぞれが、非連続な「点」として独自に支援を行うのではなく、子育て支援施策全体の連続性の中で、地域で相互に関係しあい連携しながら「面」で支えていく必要がある。

こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の関係機関や障害当事者団体を含む関係者が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要がある。

## 第2章 児童発達支援の全体像

### 1. 定義

児童福祉法において、「児童発達支援」及び「児童発達支援センター」は、以下のように規定されている。

#### <児童福祉法>

- 児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を供与し、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療・・・を行うことをいう。  
(第6条の2の2第2項)。
- 児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする(第43条)。

### 2. 役割

#### (1) 児童発達支援の役割

児童発達支援は、大別すると、「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地

域連携」からなる。

事業所等は、主に就学前の障害のある子ども又はその可能性のある子どもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援（本人支援）を行うほか、子どもの発達の基盤となる家族への支援（家族支援）を行うことが求められる。また、全ての子どもが共に成長できるよう、障害のある子どもが、可能な限り、地域の保育、教育等を受けられるように支援（移行支援）を行うほか、子どもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、子どもや家族を包括的に支援（地域支援・地域連携）していくことも求められる。

## （2）児童発達支援センターの中核的役割

児童発達支援を提供する事業所等の中でも、特に児童発達支援センターについては、令和6年4月に施行された改正児童福祉法において、地域の障害児支援の中核的役割を担う機関として位置づけられたことから、（1）の役割に加えて、地域の関係機関との連携を進め、地域の支援体制の構築を図っていくことが求められる。

地域の関係機関との連携を進めるに当たっては、自治体や、障害福祉、母子保健、医療、子育て支援、教育、社会的養護など、子どもの育ちや家庭の生活に支援に関わるさまざまな分野の関係機関と連携を図ることが重要である。また、地域の支援体制の構築を進めるに当たっては、児童発達支援センターを利用する個々の子どもの支援における課題や成功事例、困難事例等について、地域の協議会や会議の場も活用しながら、地域全体の課題として取り組んでいくことも重要である。

児童発達支援センターが、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援を提供するとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図るなど、地域における障害児支援の中核的な役割を担うためには、次の4つの機能を備えることが必要である。

### ＜児童発達支援センターの4つの機能＞

#### ア 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

子どもの発達全般や障害特性・行動特性等をアセスメントし適切なアプローチを行うとともに、成人期を見据え乳幼児期から段階的に必要なアプローチを行う視点、障害の有無にかかわらず子どもの育ちに大切な遊びを通じて支援する視点、子育て支援の観点を持ちながら、幅広くどのような子どもも受け入れることはもとより、地域の中で受入れ先を確保するのが難しいなど、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害のある子どもや家族にも、必要に応じ多職種で連携しながら適切な支援を提供する機能。なお、未就学児に限らず、学齢児にも提供されるべき点に留意すること。

#### イ 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）

地域の障害児通所支援事業所に対して、地域の状況、地域で望まれている支援内容の把握、事業所との相互理解・信頼関係の構築を進め、対応が困難な子ども・家族をはじめとする個別ケースへの支援を含めた事業所全体への支援を行っていく機能や、事業所向けの研修・事例検討会等の開催、地域における事業所の協議会の開催や組織化等を通して、地域の事業所の支援の質を高めていく機能。

#### ウ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能

保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーションにより、地域の保育所や放課後児童クラブ等における障害のある子どもの育ちの支援に協力するとともに、障害のある子どもに対する保育所等の支援力の向上を図る等、保育所等への併行利用や移行を推進したり、広報や会議、研修等の機会を活用したインクルージョンの重要性・取組の発信・周知を進めていく機能。

#### エ 地域の障害のある子どもの発達相談の入口としての幅広い相談機能

発達支援の入口として、幅広い相談に適切に対応し、必要に応じ適切な支援につなげる観点から、障害児相談支援の指定又はそれに準ずる相談機能を有することを基本としつつ、乳幼児健診や親子教室等の各種施策及びその実施機関等とも適切に連携しながら、家族が子どもの発達に不安を感じる等、「気付き」の段階にある子どもや家族に対し、丁寧に幅広い相談に対応していく機能。

なお、これらの4つの機能の具体的な内容や発揮の手法については、追って示す「地域における児童発達支援センター等を中心とした障害児支援体制整備の手引き」を参照すること。

### 3. 児童発達支援の原則

#### （1）児童発達支援の目標

乳幼児期は、障害の有無にかかわらず、子どもの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要

な時期である。そのため、児童発達支援は、安全で安心して過ごすことができる居場所の提供により、こどもが充実した毎日を過ごし、望ましい未来を作り出し、生涯にわたるウェルビーイングを実現していく力の基礎を培うことが重要であることから、以下を目標として支援を提供していくことが必要である。

#### ① アタッチメントの形成と子どもの育ちの充実

安定したアタッチメント<sup>2</sup>（愛着）を形成していくことや、将来の子どもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じ、様々な遊びや多様な体験活動の機会を提供することを通じて、子どもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、子どもの育ちの充実を図ること。

#### ② 家族への支援を通じた子どもの暮らしや育ちの安定

子どもの家族の意向を受け止め、子どもと家族の安定した関係に配慮し、きょうだいを含めた家族をトータルに支援していくことを通じて、子どもの暮らしや育ちを支えること。

#### ③ 子どもと地域のつながりの実現

子どもや家族の意向を踏まえながら、保育所、認定こども園、幼稚園等との併行利用や移行を推進していくとともに、地域との交流を図るなど、地域において全ての子どもが共に成長できるよう支援することを通じて、子どもと地域のつながりを作っていくこと。

#### ④ 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

子どもの育ちや家庭の生活の支援に関わる地域の関係機関や他の事業所等との連携を通じて、子どものライフステージや家庭の状況に応じて、切れ目のない一貫した支援を提供することにより、子どもと家族が包括的に支えられ、地域で安心して暮らすことができる基盤を作っていくこと。

### （2）児童発達支援の方法

児童発達支援の主な対象は、成長が著しく、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な乳幼児時期の子どもであるため、子どもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズ等を丁寧に把握し理解した上で、児童発達支援を利用する全ての子どもに総合的な支援を提供することを基本としつつ、子どもの発達段階や障害特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援を組み合わせて行うなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要である。

子どもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズ等の把握に当たっては、本人支援の5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要である。

総合的な支援とは、本人支援の5領域の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、生活

---

<sup>2</sup> こどもが怖くて不安なときに、身近なおとな（愛着対象）がそれを受け止め、子どもの心身に寄り添うことで、安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安心の土台。こどもに自らや社会への基本的な信頼感をもたらし、その基本的な信頼感は、自他の心の理解や共感、健やかな脳や身体の発達を促す。また、安定した愛着は、非認知能力の育ちに影響を与える重要な要素でもあり、生きる力につながっていく。

や遊び等の中で、5領域の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダーメイドの支援が行われるものである。

また、特定の領域に重点を置いた支援とは、本人支援の5領域の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、5領域の視点を網羅した支援（総合的な支援）を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、5領域のうち、特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援が計画的及び個別・集中的に行われるものであり、一対一による個別支援だけでなく、個々のニーズに応じた配慮がされた上で、小集団等で行われる支援も含まれるものである。

そのため、本人支援の5領域の視点を網羅したアセスメントが行われないことや、5領域のうち特定の領域のみの支援のみを行うなど、本人支援の5領域の視点が網羅されていない状況で支援を提供することは、総合的な支援としては相応しいとは言えないものである。

さらに、こどもは家庭や地域社会における生活を通じて、様々な体験等を積み重ねながら育っていくことが重要である。そのため、「本人支援」に加え、「家族支援」、「移行支援」、「地域支援・地域連携」もあわせて行われることが基本である。

なお、支援の提供に当たっては、こどものいまの育ちを充実させていくこととあわせて、短期的及び長期的な視点をもって支援をしていくことが必要である。

これらの基本的な考え方を踏まえながら、(1)の児童発達支援の目標を達成するために、児童発達支援に携わる職員は、次の事項に留意して、障害のあるこどもに対し、児童発達支援を提供しなければならない。

- ① 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態について、アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で支援に当たるとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。
- ② 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に發揮できる環境を整えること。特に、3歳未満までの子どもの場合には、健康状態や生活習慣の形成に十分な配慮を行いながら、子どもの心身の発達に即して支援を行うこと。
- ③ 一人一人の子どもの発達や障害の特性について理解し、障害の状態や発達の過程に応じて、個別や集団における活動を通して支援を行うこと。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。
- ④ 子どもの相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。特に、3歳以上の子どもの場合には、個の成長と、子ども同士の協同的な活動が促されるよう配慮しながら支援を行うこと。
- ⑤ 子どもが自発的、意欲的に関わるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように支援を行うこと。
- ⑥ 子どもの成長は、「遊び」を通して促されることから、周囲との関わりを深めたり、表現力を高めたりする「遊び」を通し、職員が適切に関わる中で、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにできるように、具体的な支援を行うこと。
- ⑦ 単に運動機能や検査上に表される知的能力にとどまらず、「育つ上の自信や意欲」、「発話だけに限定されないコミュニケーション能力の向上」、「自由で多様な選択」等も踏まえながら、子どものできること、得意なこと及び可能性に着目し可能性を拓げることや、苦手なことにも挑戦できる支援を行うこと。
- ⑧ 乳幼児期は、親子関係の形成期にあることを踏まえ、保護者の子どもの障害特性の理解等に配慮するとともに、一人一人の保護者の状況やその意向を理解し、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。
- ⑨ 子どもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進の観点を常に念頭に置き、子どもと地域のつながりを意識しながら支援を行うこと。
- ⑩ 子どもや家族を包括的に支援していくためには、事業所等において、多職種でそれぞれの専門性を發揮し、子どものニーズを多方面から総合的に捉えるとともに、互いに協力しあいながらチームアプローチによる支援を行うこと。また、事業所等内にとどまらず、地域の関係機関や他の事業所等との連携を通じて、子どもや家族を支えていく連携体制を構築すること。

### (3) 児童発達支援の環境

児童発達支援を提供する上では、児童発達支援に携わる職員や子ども等の人的環境、施設や遊具等の物的環境、さらには自然や社会の事象等の環境を考慮し、支援に当たる必要がある。

事業所等は、こうした人、物、場等の環境が相互に関連しあい、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を整え、工夫して、子どもに対し支援を行わなければならない。

- ① 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことにより、興味関心を拡げ、子どもによる選択ができるよう配慮すること。
- ② 子どもの活動が豊かに安全・安心に展開されるよう、事業所等の設備や環境を整えるとともに、事業所等の衛生管理や安全の確保等に努めること。
- ③ 子どもが生活する空間は、温かで、親しみやすく、くつろげる場となるようにするとともに、障害の特性を踏まえ、時間や空間を本人にわかりやすく構造化することや、不安な気持ちを落ち着かせる環境を整えるなど、個々のニーズに配慮した環境の中で、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。
- ④ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

### (4) 児童発達支援の社会的責任

児童発達支援を提供する事業所等には、次のような社会的責任がある。

- ① 事業所等は、障害の有無にかかわらず、権利行使の主体として子どもの人権に十分配慮することを徹底するとともに、子ども一人ひとりの人格や意見を尊重して児童発達支援を行わなければならない。
- ② 事業所等は、通所する子どもの家族の意向を受け止め、支援に当たるとともに、家族に対し、当該事業所等が行う児童発達支援の内容について適切に説明し、相談や申入れ等に対し適切に対応しなければならない。
- ③ 事業所等は、地域社会との交流や連携を図り、地域社会に、当該事業所等が行う児童発達支援の内容等の情報を適切に発信しなければならない。
- ④ 事業所等は、児童発達支援計画に基づいて提供される支援の内容や役割分担について定期的に点検し、その質の向上が図られるようにするとともに、子どもが安心して支援を受けられるよう、安全管理対策等を講じなければならない。
- ⑤ 事業所等は、通所する子どもやその家族の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

## 第3章 児童発達支援の提供すべき支援の具体的な内容

### 1. 児童発達支援の提供に当たっての留意事項

児童発達支援に携わる職員は、子どもの育ちの連續性を意識した支援が求められていることから、保育所等との連携及び併行利用や移行に向けた支援を行うために、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を理解するとともに、幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）、特別支援学校幼稚部教育要領（平成29年文部科学省告示第72号）及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）についても理解し、支援に当たることが重要である。特に、特別支援学校幼稚部教育要領の「自立活動」は、障害のある幼児がその障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服のための指導について示していることに留意する必要がある。

### 2. 児童発達支援の内容

児童発達支援は、障害のある子どもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う、それぞれの障害の特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助である。

具体的には、障害のある子どもの個々のニーズに応じて、「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」を総合的に提供していくものである。

「本人支援」は、5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、個々の子どもに応じて、オーダーメイドの支援を提供していくことが重要である。また、「本人支援」の各領域に示すねらい及び支援内容は、子どもが家庭や地域社会における生活を通じ、様々な体験を積み重ねる中で、相互に関連を持ちながら達成に向かうものである。このため、「本人支援」だけでなく、「家族支援」や「移行支援」、「地域支援・地域連携」を通して、育ちの環境を整えていくことが極めて重要である。

さらに、「本人支援」により得られた、障害のある子どもが健やかに育っていくための方法について、家庭や地域に伝えていくことも重要である。特に児童発達支援センターは、こうした役割を担い、地域における連携・ネットワークの核となり、地域の関係機関との連携や保育所等訪問支援の実施、地域障害児支援体制強化事業・障害児等療育支援事業の実施や地域支援体制の構築のための会議の開催、地域集会等への積極的な参加等を通じて、地域において子どもや家族を中心に据えた包括的な支援を提供する地域づくりを進めていくことが期待される。

#### （1） 本人支援

「本人支援」は、障害のある子どもの発達の側面から、心身の健康や生活に関する領域「健康・生活」、運動や感覚に関する領域「運動・感覚」、認知と行動に関する領域「認知・行動」、言語・コミュニケーションの獲得に関する領域「言語・コミュニケーション」、人との関わりに関する領域「人間関係・社会性」の5領域にまとめられるが、これらの領域の支援内容は、お互いに関連して成り立っており、重なる部分もある。そのため、児童発

達支援計画においては、「本人支援」について5つの欄を設けて、個々に異なる支援目標や支援内容を設定する必要はないが、各領域との関連性については必ず記載することとしている。

以下の（ア）から（オ）までに示す各領域における支援内容は、各領域におけるねらいを踏まえて考えられる支援内容を仔細に記載したものであり、実際の支援の場面においては、これらの要素を取り入れながら、子どもの支援ニーズや現在と当面の生活の状況等を踏まえて、子どもの育ち全体に必要な支援内容を組み立てていく必要がある。

また、この「本人支援」の大きな目標は、障害のある子どもが、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにするものである。事業所等で行われる「本人支援」は、家庭や地域社会での生活に活かしていくために行われるものであり、保育所等に引き継がれていくものである。

#### （ア） 健康・生活

ねらい	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康状態の維持・改善</li><li>・生活習慣や生活リズムの形成</li><li>・基本的生活スキルの獲得</li></ul>
支援内容	<p>＜健康状態の維持・改善＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・健康状態の把握と対応</li><li>　健康な心と体を育て、健康で安全な生活を作り出すことを支援する。また、子どもの心身の状態をきめ細やかに確認し、平常とは異なった状態を速やかに見つけ出し、必要な対応をすることが重要である。その際、意思表示が困難である子どもの障害の特性及び発達の過程・特性等に配慮し、小さなサインでも心身の異変に気づけるよう、きめ細かな観察を行う。</li><li>・リハビリテーションの実施</li><li>　日常生活や社会生活を営めるよう、それぞれの子どもが持つ機能をさらに発達させながら、子どもに適した身体的、精神的、社会的支援を行う。</li></ul> <p>＜生活習慣や生活リズムの形成＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>　睡眠、食事、排泄等の基本的な生活習慣を形成し、健康状態の維持・改善に必要な生活リズムを身につけられるよう支援する。また、健康な生活の基本となる食を営む力の育成に努めるとともに、楽しく食事ができるよう、口腔内機能・感覚等に配慮しながら、咀嚼・嚥下の接触機能、姿勢保持、手指の運動機能等の状態に応じた自助具等に関する支援を行う。さらに、衣服の調節、室温の調節や換気、病気の予防や安全への配慮を行う。</li></ul> <p>＜基本的生活スキルの獲得＞</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活に必要な基本的技能の獲得 こどもが食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすること等の生活に必要な基本的技能を獲得できるよう、生活の場面における環境の工夫を行いながら、こどもの状態に応じて適切な時期に適切な支援をする。</li> <li>・構造化等による生活環境の調整 生活の中で、様々な遊びを通した学びが促進されるよう環境を整える。また、障害の特性に配慮し、時間や空間を本人に分かりやすく構造化する。</li> <li>・医療的ケア児への適切なケアの実施 適切に医療的ケアを受けられるよう、こどもの医療濃度に応じた医療的ケアの実施や医療機器の準備、環境整備を行う。</li> </ul>
--	---

#### (イ) 運動・感覚

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姿勢と運動・動作の基本的技能の向上</li> <li>・姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用</li> <li>・身体の移動能力の向上</li> <li>・保有する感覚の活用</li> <li>・感覚の補助及び代行手段の活用</li> <li>・感覚の特性への対応</li> </ul>
支援内容	<p>&lt;姿勢と運動・動作の基本的技能の向上&gt;</p> <p>日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図る。</p> <p>&lt;姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用&gt;</p> <p>姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、姿勢保持装置など、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるよう支援する。</p> <p>&lt;身体の移動能力の向上&gt;</p> <p>自力での身体移動や歩行、歩行器や車椅子による移動など、日常生活に必要な移動能力の向上のための支援を行う。</p> <p>&lt;保有する感覚の活用&gt;</p> <p>保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚等の感覚を十分に活用できるよう、遊び等を通して支援する。</p> <p>&lt;感覚の補助及び代行手段の活用&gt;</p> <p>障害の状態や発達の段階、興味関心に応じて、保有する感覚器官</p>

	<p>を用いて情報を収集し、状況を把握しやすくするよう、眼鏡や補聴器等の各種の補助機器や ICT を活用することや、他の感覚や機器による代行が的確にできるよう支援する。</p> <p>＜感覚の特性への対応＞</p> <p>感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）を踏まえ、感覚の偏りに対する環境調整等の支援を行う。</p>
--	--

#### (ウ) 認知・行動

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知の特性についての理解と対応</li> <li>・対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得（感覚の活用や認知機能の発達、知覚から行動への認知過程の発達、認知や行動の手掛かりとなる概念の形成）</li> <li>・行動障害への予防及び対応</li> </ul>
支援内容	<p>＜認知の特性についての理解と対応＞</p> <p>一人一人の認知の特性を理解し、それらを踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるよう支援する。また、こだわりや偏食等に対する支援を行う。</p> <p>＜対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感覚の活用や認知機能の発達</li> <li>　　視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分活用して、これらの感覚から情報が適切に取得され、認知機能の発達を促す支援を行う。</li> <li>・知覚から行動への認知過程の発達</li> <li>　　取得した情報を過去に取得した情報と照合し、環境や状況を把握・理解できるようにするとともに、これらの情報を的確な判断や行動につなげることができるよう支援を行う。</li> <li>・認知や行動の手掛かりとなる概念の形成</li> <li>　　物の機能や属性、形、色、音が変化する様子、大小、数、重さ、空間、時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるよう支援する。</li> </ul> <p>＜行動障害への予防及び対応＞</p> <p>感覚や認知の偏り、コミュニケーションの困難性から生ずる行動障害の予防及び適切行動への対応の支援を行う。</p>

#### (エ) 言語・コミュニケーション

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニケーションの基礎的能力の向上</li> <li>・言語の受容と表出</li> <li>・言語の形成と活用</li> </ul>
-----	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得</li> <li>・コミュニケーション手段の選択と活用</li> <li>・状況に応じたコミュニケーション</li> <li>・読み書き能力の向上</li> </ul>
支援内容	<p>&lt;コミュニケーションの基礎的能力の向上&gt;</p> <p>障害の種別や程度、興味関心等に応じて、言葉によるコミュニケーションだけでなく、表情や身振り、各種の機器等を用いて意思のやりとりが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身につけることができるよう支援する。</p> <p>&lt;言語の受容と表出&gt;</p> <p>話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を理解したり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるよう支援を行う。</p> <p>&lt;言語の形成と活用&gt;</p> <p>具体的な事物や体験と言葉の意味を結びつけること等により、自発的な発声を促し、体系的な言語を身につけることができるよう支援する。</p> <p>&lt;人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得&gt;</p> <p>個々に配慮された場面における人との相互作用を通して、相手と同じものに注意を向け、その行動や意図を理解・推測するといった共同注意の獲得等を含めたコミュニケーション能力の向上のための支援を行う。</p> <p>&lt;コミュニケーション手段の選択と活用&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指差し、身振り、サイン等の活用</li> </ul> <p>指差し、身振り、サイン等を用いて、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手話、点字、音声、文字等のコミュニケーション手段の活用</li> </ul> <p>手話、点字、音声、文字、触覚、平易な表現等による多様なコミュニケーション手段を活用し、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニケーション機器の活用</li> </ul> <p>機器（パソコン・タブレット等のICT機器を含む。）等のコミュニケーション手段を適切に選択、活用し、環境の理解と意思の伝達が円滑にできるよう支援する。</p> <p>&lt;状況に応じたコミュニケーション&gt;</p> <p>コミュニケーションを円滑に行うためには、伝えようとする側と受け取る側との人間関係や、そのときの状況を的確に把握する</p>

	<p>ことが重要であることから、場や相手の状況に応じて、主体的にコミュニケーションを展開できるよう支援する。</p> <p>＜読み書き能力の向上＞</p> <p>発達障害のあるこどもなど、障害の特性に応じた読み書き能力の向上のための支援を行う。</p>
--	--

#### (才) 人間関係・社会性

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アタッチメント（愛着）の形成と安定</li> <li>・遊びを通じた社会性の発達</li> <li>・自己の理解と行動の調整</li> <li>・仲間づくりと集団への参加</li> </ul>
支援内容	<p>＜アタッチメント（愛着）の形成と安定＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アタッチメント（愛着）の形成</li> <li>　　こどもが基本的な信頼感を持つことができるよう、環境に対する安心感・信頼感、人に対する信頼感、自分に対する信頼感を育む支援を行う。</li> <li>・アタッチメント（愛着）の安定</li> <li>　　自身の感情が崩れたり、不安になった際に、大人が相談にのることで、安心感を得たり、自分の感情に折り合いをつけたりできるよう「安心の基地」の役割を果たせるよう支援する。</li> </ul> <p>＜遊びを通じた社会性の促進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・模倣行動の支援</li> <li>　　遊び等を通じて人の動きを模倣することにより、社会性や対人関係の芽生えを支援する。</li> <li>・感覚・運動遊びから象徴遊びへの支援</li> <li>　　感覚機能を使った遊びや運動機能を働かせる遊びから、見立て遊びやつもり遊び、ごっこ遊び等の象徴遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援する。</li> <li>・一人遊びから協同遊びへの支援</li> <li>　　周囲にこどもがいても無関心である一人遊びの状態から並行遊びを行い、大人が介入して行う連合的な遊び、役割分担したりルールを守って遊ぶ協同遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援する。</li> </ul> <p>＜自己の理解と行動の調整＞</p> <p>　　大人を介在して自分のできることや苦手なことなど、自分の行動の特徴を理解するとともに、気持ちや情動の調整ができるよう支援する。</p>

	<p>＜仲間づくりと集団への参加＞</p> <p>集団に参加するための手順やルールを理解し、子どもの希望に応じて、遊びや集団活動に参加できるよう支援するとともに、共に活動することを通じて、相互理解や互いの存在を認め合いながら、仲間づくりにつながるよう支援する。</p>
--	--

#### (障害特性に応じた配慮事項)

児童発達支援に携わる職員は、障害のある子どもの発達の状態及び発達の過程・特性等を理解し、一人一人の子どもの障害の特性及び発達の状況に応じた支援を行うことが必要である。

また、それぞれの特性に応じて、設備・備品への配慮のほか、子どもや保護者との意思の疎通、情報伝達のための手話等による配慮を行う等、様々な合理的配慮を行いながら環境を工夫することなどが必要である。

なお、ここでは、特に配慮すべき内容について以下のとおり示しているが、障害の特性だけで捉えられることばかりではないため、この内容だけに捉われることなく、子どもの状態像の把握とアセスメントを行った上で、必要な配慮を行うことが必要である。

- 視覚に障害のある子どもに対しては、聴覚、触覚及び保有する視覚等を十分に活用しながら、様々な体験を通して身近な物の存在を知り、興味・関心や意欲を育てていくこと等を通じて、社会性を育て、生活経験を豊かにしていくことが必要である。また、ボディイメージを育て、身の回りの具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて基礎的な概念の形成を図るようにすることが必要である。
- 聴覚に障害のある子ども（人工内耳を装用している子どもを含む。）に対しては、聴こえない又は聴こえにくい特性や必要な配慮を理解した上で（ろう重複、盲重複の場合には、特に配慮が必要）、保有する聴覚や視覚的な情報等を十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る支援を行う必要がある。また、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して人との関わりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てる必要がある。
- 特に、乳幼児期の子どもの意思は多様な形で表れるため、子どもの年齢及び発達や障害の程度に応じて、言葉だけでなく、手話や表情、行動も含めた様々なコミュニケーション手段で子どもが発することに留意することも必要である。
- 知的障害のある子どもに対しては、活動内容や環境の設定を創意工夫し、活動への意欲を高めて、発達を促すようにすることが必要である。また、ゆとりや見通しをもって活動に取り組めるよう配慮するとともに、周囲の状況に応じて安全に行動できるようにすることが必要である。

- 発達障害のあるこどもに対しては、予定等の見通しをわかりやすくすることや、感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）に留意し、安心できる環境づくりが必要である。また、具体的又は視覚的な手段を用いながら、活動や場面の理解を促すことや、人と関わる際の具体的な方法や手段を個々の特性に応じて身に付けることが必要である。
- 精神的に強い不安や緊張を示すこどもに対しては、特定の人との関係性を軸に、周囲の人との関わりを拡げていくとともに、活動内容や環境の設定を創意工夫し、情緒の程よい表出を促すことが必要である。また、安心感のある肯定的な関わりを大切にするとともに、少人数でゆったりと落ち着いた受容的な環境を用意することが必要である。
- 場面緘默（選択性かん默）のあるこどもに対しては、話さないということだけに着目して、話すことを強制したり、話さないこどもとみなしたりするのではなく、こどもの心理的な要因や環境的な要因等により、他の場面では話せているにもかかわらず、場面によつては話ができないという状態であることを理解した上で支援に当たることが必要である。こどもの緊張や不安の緩和を目標にして、こどもの意思が表出しやすい場面を設け、指さしやカード、身振りなど言葉以外の方法でコミュニケーションを取れるよう工夫することが必要である。
- 肢体不自由のこどもに対しては、身体の動きや健康の状態等に応じ、可能な限り体験的な活動を通して経験を拡げるようになることが必要である。また、興味や関心をもって、進んで身体を動かそうとしたり、表現したりするような環境を創意工夫して設定することが必要である。
- 病弱・身体虚弱のこどもに対しては、病気の状態等に十分に考慮し、活動と休息のバランスを取りながら、様々な活動が展開できるようにすることが必要である。心臓病等により乳幼児期に手術等を受けているこどもは、治療過程で運動や日常生活上の様々な制限を受けたり、同年代のこどもとの関わりが少なくなるなど、学びの基礎となる経験が不足することがある。小児慢性特定疾病や難病等のこどもを含め、こどもが可能な限り体験的な活動を経験できるよう、主治医からの指示・助言や保護者からの情報を三者で共有しながら支援を行うことが必要である。
- 医療的ケアが必要なこどもに対しては、医療的ケアの目的や具体的な手法等について十分に情報を収集し、医師の指示に基づき、適切にケアを提供する体制をあらかじめ整えた上で、心身や健康の状態、病気の状態等を十分に考慮し、活動と休息のバランスを取りながら、様々な活動が展開できるようにすることが必要である。また、健康状態の維持・改善に必要な生活習慣を身に付けることができるようになることが必要である。さらに、こどもが可能な限り体験的な活動を経験できるよう、主治医からの指示・助言や保護者からの情報を三者で共有しながら支援を行うことが必要である。なお、医療的ケアが必要なこどもの中には、見た目では医療的ケアが必要であると分からぬこどももいることに配慮することが必要である。

- 重症心身障害のあるこどもに対しては、重度の知的障害及び重度の肢体不自由があるため、意思表示の困難さに配慮し、こどもの小さなサインを読み取り、興味や関心に応じて体験的な活動の積み重ねができるようにすることが必要である。これは、不快、苦痛、体調不良時等の意思表示であっても同様であり、その表情等から変化に気づけるよう、心身の状態を常にきめ細かく観察することが必要である。また、筋緊張を緩和する環境づくりや遊び、姿勢管理により、健康状態の維持・改善を図ることが必要である。
- 複数の種類の障害のあるこどもに対しては、それぞれの障害の特性に配慮した支援が必要である。
- 知的障害と発達障害のあるこどもに対しては、将来的な強度行動障害のリスクを把握し、適切なアセスメントを踏まえ、それぞれの障害の特性に応じた支援の提供と、環境の調整に取り組むなど、行動上の課題を誘発させないよう、予防的な観点をもって支援を行っていくことが必要である。  
行動上の課題が顕在化した際には、現在の行動上の課題やその行動の意味等にも着目する機能的アセスメントを行い、それを踏まえて、こどもが安心して過ごせるための環境調整や、自発的なコミュニケーションスキル等を身につけていくための「標準的な支援」が必要である。
- 高次脳機能障害のあるこどもに対しては、障害による認知や行動上の特性等を理解するとともに、障害を受ける前にできていたことができないといった悩みを抱えていることがあるため、心のケアを心がけつつ支援を行うことが必要である。

(特に支援を要する家庭のこどもに対する支援に当たっての留意点)

こどもが行動、態度や表情など気がかりな様子を見せる時は、その原因や背景を考える必要がある。事業所等の支援環境や手立ての調整を行うことで改善できることもあるが、こどもの生活環境全般を見渡し分析した上で、その環境上で発生している事象にアプローチしなければならないこともある。ここでは、いくつかの気に留めておくべきこどもの行動や態度、表情などを取り上げ、支援を行うに当たっての留意点として以下に示すが、これらの留意点に加え、まずは日頃から保護者との関係づくりを丁寧に行うことで保護者の孤立を防ぐとともにこどもの変化に気付きやすくしておくこと、さらには専門機関やボランティア・NPO団体などの地域資源についての情報を収集しておくことが重要である。

- 不自然な傷がある、日常的に身なりが不衛生で放置が疑われるなど虐待を受けていることが疑われるこどもについては、極度の緊張した表情や極度の甘えがみられるなどの様々な反応に対する理解や、職員とのアタッチメント（愛着）の形成を含めた信頼関係の構築が重要である。
- サイズに合ってない衣類を着ている、朝食を食べていない、医療機関を受診しない、生活リズムの乱れが見られるなど生活に困窮していることが疑われる家庭のこどもについては、食事等の基本的な生活習慣や生活リズムの形成、食事、排泄、睡眠、衣類の着脱等の基本的生活スキルの獲得などを基盤として、様々な豊かな経験を提供するとともに、保護者やこどもの自尊心を傷つけないよう十分配慮することが必要である。
- 近年増加傾向にある外国にルーツのあるこどもについては、日本語がうまく話せないことで他のこどもとの関係を構築することが難しいこともあります、学習が進みにくい、あるいは、文化の違いなどにより差別やいじめを受ける場合もあるなど、生活上の困難さを感じているこどもも多いことから、支援に当たっては、まずはこどもが持つ困難さを把握し、それぞれの困難さに対して具体的にどのような支援が必要かを「多文化共生」という視点を入れながら考えていくことが重要である。

## (2) 家族支援

こどもは、保護者や家庭生活から大きな影響を受けることから、こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させることが、こどもの「育ち」や「暮らし」の安定・充実につながる。このため、障害のあるこどもを育てる家族が安心して子育てを行うことができるよう、家族（きょうだいを含む。）と日頃から信頼関係を構築し、障害の特性に配慮し、丁寧な「家族支援」を行うことが必要である。

特に、保護者がこどもの発達を心配する気持ちを出発点とし、こどもの障害を含むその子のありのままを肯定していくプロセスは平坦ではなく、成長・発達の過程で様々な葛藤に直面するものであり、障害があってもこどもの育ちを支えていけるような気持ちを持つことができるようになるまでの過程においては、関係者が十分な配慮を行い、日々こどもを育てている保護者の思いを尊重するとともに、様々な出来事や情報で揺れ動く保護者に寄り添いながら、伴走した支援が必要である。

家族支援においては、こども本人の状況や家庭の状況等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、こども本人と保護者との相互の信頼関係を基本に保護者の意思を尊重する姿勢が重要である。

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アタッチメント（愛着）の形成</li> <li>・家族からの相談に対する適切な助言等</li> <li>・障害の特性に配慮した家庭環境の整備</li> </ul>
支援内容	<アタッチメント（愛着）の形成>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの信頼感を育み、家族や周囲の人と安定した関係を形成するための支援</li> </ul> <p>&lt;家族からの相談に対する適切な助言等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の子育てに関する困りごとに対する相談援助</li> <li>・子どもの発達上のニーズについての気づきの促しとその後の支援</li> <li>・子どもの抱き方や食事のとり方等の具体的な介助方法についての助言・提案</li> <li>・家族のレスパイトの時間の確保や就労等による預かりニーズに対応するための延長支援</li> <li>・心理的カウンセリングの実施</li> <li>・保護者同士の交流の機会の提供</li> <li>・きょうだい同士の交流の機会の提供やきょうだいに対する相談援助</li> </ul> <p>&lt;障害の特性に配慮した家庭環境の整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの発達状況や特性の理解に向けた相談援助、講座、ペアレント・トレーニングの実施</li> <li>・家族に対する支援場面を通じた学びの機会の提供</li> </ul>
--	---

#### (支援に当たっての配慮事項)

乳幼児期は、親が障害のあるこどもを育てる初期の不安な時期であり、孤立感を感じやすい時期もある。そのため、こどもと家族を早期から支援することで、孤立感を軽減できるようトータルに支援していくことが重要である。

以下は、家族のさまざまな不安や負担を軽減していく観点から特に配慮すべき内容を示しており、「家族支援」の提供に当たり留意すること。

- 「家族支援」は、大きなストレスや負担にさらされている母親が中心となる場合が多いが、父親やきょうだい、さらには祖父母など、家族全体を支援していく観点が必要である。
- 「家族支援」は、家族が子どもの障害の特性等を理解していくために重要な支援であるが、理解のプロセス及び様相は、それぞれの家族で異なることを理解することが重要である。
- 特に、子どもの障害の特性等の理解の前段階として、「気づき」の支援も「家族支援」の重要な内容であり、個別性に配慮して慎重に行なうことが大切である。
- 「家族支援」において明らかとなってくる虐待（ネグレクトを含む。）の疑いや保護者自身の精神的な状態、経済的な課題、DV等の家族関係の課題等に応じて心理カウンセリング等、専門的な支援が必要な場合は、適切な関係機関につないでいく等の対応が求められる。
- 「家族支援」は、必要に応じて、障害児相談支援事業所、他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）等を実施する障害福祉サービス事業所、発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーター、児童相談所、こども家庭センター、専門医療機関、保健所等と緊密に連携を図り実施することが必要である。
- 社会的養護の状況にある子どもの場合には、児童養護施設や里親、ファミリーホーム等、家族とは異なる場で生活をしている場合もあり、そのような場合には、子どもの暮らしを支える関係者と緊密な連携を図っていくことも必要である。

### (3) 移行支援

地域社会で生活する平等の権利の享受と、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の考え方方に立ち、全ての子どもが共に成長できるよう、障害のある子どもが、可能な限り、地域の保育、教育等を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていくことや、同年代の子どもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていくことが必要である。

このため、事業所等における支援の中に「移行」という視点を取り入れ、具体的な移行先が既にある場合は、その移行先への移行に向けた支援を、現時点で特段の具体的な移行先がない場合は、子どもが地域で暮らす他の子どもと繋がりながら日常生活を送ることができるように支援を提供するなど、「移行支援」を行うことが重要である。

なお、特に入園・入学時等のライフステージの移行時における「移行支援」は、子どもを取り巻く環境が大きく変化することも踏まえ、支援の一貫性の観点から、より丁寧な支援が求められる。

ねらい	・保育所等への移行支援 ・ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向けた準備
-----	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等と併行利用している場合における併行利用先との連携</li> <li>・同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくり</li> </ul>
支援内容	<p>&lt;保育所等への移行支援、ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向けた準備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な移行や将来的な移行を見据えた子どもの発達の評価・支援（※）</li> <li>・具体的な移行先との調整</li> <li>・移行先との支援方針・支援内容の共有や、子どもの状態・親の意向・支援方法についての伝達</li> <li>・家族への情報提供や移行先の見学調整</li> <li>・移行先の受け入れ体制づくりへの協力</li> <li>・移行先への相談援助</li> <li>・進路や移行先の選択についての本人や家族への相談援助（※）</li> </ul> <p>&lt;保育所等と併行利用している場合における併行利用先との連携&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・併行利用先との子どもの状態や支援内容の共有（例：得意不得意やその背景、声掛けのタイミングやコミュニケーション手段の共有）</li> <li>・併行利用の場合の利用日数や利用時間等の調整</li> <p>&lt;同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくり&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の保育所等や子育て支援サークル、児童館、地域住民との交流</li> </ul> </ul>

（※）「移行」の視点を持った本人や家族に対する支援は、「本人支援」や「家族支援」と内容が重なる場合もある。

#### （4） 地域支援・地域連携

事業所等において、障害のある子どもや家族を中心に据えた包括的な支援を提供するためには、子どもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等と連携して、子どもや家族の支援を進めていく「地域支援・地域連携」を行うことが必要である。

「地域支援・地域連携」を行うに当たっては、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援（縦の連携）と関係者間のスムーズな連携の推進（横の連携）の両方（縦横連携）が重要である。

なお、ここでいう「地域支援・地域連携」とは、子どもや家族を対象とした支援を指すものであり、地域の事業所への後方支援や、研修等の開催・参加等を通じた地域の支援体制の構築に関するものではないことに留意すること。

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所する子どもに関わる地域の関係者・関係機関と連携した支援</li> </ul>
支援内容	<p>&lt;通所する子どもに関わる地域の関係者・関係機関と連携した支援&gt;</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもが通う保育所等や通う予定の学校・放課後児童クラブとの情報連携や調整、支援方法や環境調整等に関する相談援助、児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議の開催</li> <li>・こどもを担当する保健師や、こどもが通う医療機関等との情報連携や調整</li> <li>・こどもに支援を行う発達障害者支援センターや医療的ケア児支援センター、地域生活支援拠点等との連携</li> <li>・こどもが利用する障害児相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、他の障害児通所支援事業所との生活支援や発達支援における連携</li> <li>・虐待が疑われる場合には、児童相談所やこども家庭センターとの情報連携</li> <li>・児童委員、主任児童委員等地域の関係者等との連携</li> <li>・個別のケース検討のための会議の開催</li> </ul>
--	---

#### (支援に当たっての配慮事項)

「地域支援・地域連携」を行うに当たっては、以下に留意すること。

- 「地域支援・地域連携」は、児童発達支援を利用するこどもが地域の様々な場面で適切な支援を受けられるよう関係機関等と連携することが重要であることから、普段から、地域全体の子育て支援を活性化するためのネットワークを構築しておくという視点が必要である。

## 第4章 児童発達支援計画の作成及び評価

児童発達支援の適切な実施に当たっては、障害児相談支援事業所が、障害のあるこどもや保護者の生活全般における支援ニーズや解決すべき課題等を把握し、最も適切な支援の組み合わせについて検討し、障害児支援利用計画を作成する。その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、当該事業所等が提供する具体的な支援内容等について検討し、児童発達支援計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供されるものである。

なお、セルフプランにより児童発達支援を利用するこどもであって、複数の事業所等から継続的に支援を受けている場合は、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、障害児支援の適切な利用を進めることが重要であり、事業所間におけるこどもの状態像の認識や必要な支援の見立て、支援内容等のバラつきにより、こどもに過度なストレスを与えることのないよう留意すること。

また、障害児相談支援事業所と事業所等の関係性は、単に相談支援専門員が作成した障害児支援利用計画に基づき、児童発達支援管理責任者が児童発達支援計画を作成し、支援を実施するという上下の関係にはない。こどもや家族の生活全般のニーズに対応するため、事業所等からも障

害児相談支援事業所に積極的に働きかけるなど、双方向のやり取りを行う関係であることに留意して連携する必要がある。

## 1. 障害児支援利用計画の作成の流れ

### (1) 障害児相談支援事業所による障害児支援利用計画案の作成と市町村による支給決定

- 障害児相談支援事業に従事する相談支援専門員は、事業所等の利用を希望することもや保護者の求めに応じて障害児支援利用計画案の作成を行う。
- 相談支援専門員は、こどもや家族との面談により、こどもの心身の状況や置かれている環境、日常生活の状況、現に受けている支援、支援の利用の意向等をこどもや家族から聴き取った上で、それらに基づいたアセスメントによりニーズを明らかにし、総合的な援助方針を提案する。
- こどもや家族の意向と総合的な援助方針に基づき、個々のこどもの障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに対応し、生活全般のニーズを充足するために、必要な支援を検討する。
- 乳幼児期の障害のあるこどもへの支援には、児童福祉法に基づき、通所により発達支援を行う「児童発達支援」のほか、重度の障害等により外出が著しく困難な障害のあるこどもに対し、居宅を訪問して発達支援を行う「居宅訪問型児童発達支援」、保育所等を利用している障害のあるこどもに対し支援を行う「保育所等訪問支援」がある。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、居宅で入浴や排泄、食事の介護等を行う居宅介護（ホームヘルプ）や、自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、施設で入浴や排泄、食事の介護等を行う短期入所（ショートステイ）等の障害福祉サービスが利用できる。
- 障害児支援利用計画案は、これらの支援の中から、必要な支援を選択又は組み合わせ、個々の支援の目的や内容及び量について検討し、こども又は保護者の同意のもと作成するものである。
- 市町村は、作成された障害児支援利用計画案を勘案し、事業所等の利用についての支給決定を行うこととなる。

### (2) 担当者会議の開催と障害児支援利用計画の確定

- 相談支援専門員は、市町村による支給決定後、こどもや家族の希望を踏まえて、支援を提供する事業所の調整を行い、それらの事業所等を集めた担当者会議を開催する。担当者会議には、こどもや家族、事業所等の児童発達支援管理責任者や職員、他の支援等を利用している場合にはその担当者、その他必要に応じて、こどもや家族への支援に關係する者が招集される。
- 担当者会議では、障害児支援利用計画案の作成に至る経緯、こどもや家族の意向と総合的な援助方針、ニーズと支援目標、支援内容等について共有する。
- 担当者会議の参加者は、障害児支援利用計画案の内容について意見交換を行うが、その際、事業所等の担当者は、児童発達支援の専門的な見地からの意見を述べることが求められる。ま

た、障害児支援利用計画案に位置づけられた当該事業所等に期待される役割を確認するとともに、障害のあるこどもが、地域の中で他のこどもと共に成長できるようにするため、こどもの最善の利益の観点から、支援の提供範囲にとどまらず、意見を述べることが重要である。

- 相談支援専門員は、担当者会議における参加者による意見交換を受けて、支援の目的や内容を調整し、各担当者の役割を明確にした上で、こども又は保護者の同意のもと障害児支援利用計画を確定する。確定した障害児支援利用計画は、こどもや保護者をはじめ、支給決定を担当する市町村、事業所等の支援を提供する者に配付され共有される。

#### (3) 児童発達支援計画に基づく児童発達支援の実施

- 事業所等の児童発達支援計画は、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助方針や、当該事業所等に対応が求められるニーズを踏まえて、児童発達支援の具体的な内容を検討し、作成する。児童発達支援計画の作成については、2. を参照すること。
- 事業所等は、障害児相談支援事業所と連携し、障害児支援利用計画との整合性のある児童発達支援計画の作成と児童発達支援の提供を行うことが重要である。なお、障害児支援利用計画と児童発達支援計画は、個々のこどもの支援における合理的配慮の根拠となるものである。
- 事業所等は、作成された児童発達支援計画に基づき児童発達支援を実施する。
- 障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画に代えてセルフプランにより児童発達支援を利用するこどもであって、複数の事業所等から継続的に支援を受けている場合は、市町村が選定するコア連携事業所（こどもの支援について適切なコーディネートを進める中核となる事業所等）を中心として、事業所間で連携して児童発達支援を実施する。

#### (4) 障害児相談支援事業所によるモニタリングと障害児支援利用計画の見直し

- 相談支援専門員は、一定期間毎に、こどもと家族に対する面談により、障害児支援利用計画に基づいた支援の提供状況や効果、支援に対する満足度についてモニタリングを実施する。また、各事業所から支援の提供状況や効果について確認した結果、現在の支援がニーズの充足のために適切でなかったり、当初のニーズが充足してニーズが変化していたり、新たなニーズが確認された場合は、必要に応じて担当者会議を開催し、障害児支援利用計画を見直す。
- 担当者会議において、事業所等の児童発達支援管理責任者は、その時点までの児童発達支援の提供状況を踏まえて、目標の達成度や気づきの点等の情報を積極的に共有することが重要である。そのためには、事業所等の設置者・管理者は、児童発達支援管理責任者や職員のうち、こどもの状況をよく理解した者を参画させなければならない。
- 障害児支援利用計画の内容が見直され、総合的な援助方針や事業所等に求められる役割が変更された場合には、児童発達支援管理責任者は、必要に応じて児童発達支援計画を変更し、適切な児童発達支援を実施する。

#### (5) その他の連携について

- 事業所等による児童発達支援は、こどもや家族への生活全般における支援の一部を継続的に実施するものである。日々の支援を担う事業所等は、こどもや家族のニーズの変化を細やか

に把握することができる。また、継続的な関わりは、こどもや家族へのアセスメントを深め、潜在的なニーズの把握にもつながる。

- しかし、それらのニーズは、事業所等のみで対応できるものばかりではなく、他の支援機関による対応が必要な場合もある。その場合は適切な支援が調整され提供されるように、速やかに障害児相談支援事業所などの関係機関と連絡を取り合う必要がある。

## 2. 児童発達支援計画の作成の流れ

児童発達支援管理責任者は、児童発達支援を利用するこどもと家族のニーズを適切に把握し、児童発達支援が提供すべき支援の内容を踏まえて児童発達支援計画を作成し、全ての職員が児童発達支援計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。また、提供される支援のプロセスを管理し、客観的な評価等を行う役割がある。

### (1) こどもと保護者及びその置かれている環境に対するアセスメント

- 児童発達支援管理責任者は、こどもや家族への面談等により、本人支援の5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）の視点等を踏まえたアセスメントを実施する。なお、「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」（令和6年4月）において、市町村が、支給決定の際に、介助の必要性や障害の程度の把握のために実施する「5領域 20 項目の調査」の結果について、保護者に対し、利用する事業所等に交付するよう依頼することが望ましい旨示していることから、事業所等は、保護者に対し、「5領域 20 項目の調査」の結果について確認の上、当該結果について、アセスメントを含め実際の支援の場面にも活用していくことが重要である。
- こどもと保護者及びその置かれている環境を理解するためには、こどもの障害の状態だけでなく、こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認する必要がある。  
また、こどもの発育状況、自己理解、心理的課題、こどもの興味・関心、養育環境、これまで受けてきた支援、現在関わっている関係機関、地域とのつながり、利用に当たっての希望、将来の展望等について必要な情報を集め、こどもと保護者のニーズや課題を分析する必要がある。
- 保護者のニーズとこども本人のニーズは必ずしも一致するものではないため、まずはこどものニーズを明確化していくことが求められる。また、こどものニーズは変化しやすいため、日頃から状況を適切に把握して対応していく必要がある。
- アセスメントの実施に当たっては、全てのこどもが権利の主体であることを認識し、個人として尊重するとともに、意見を形成・表明する手助けをするなど、こども本人のニーズをしっかりと捉えられるように対応することが必要である。

## (2) 児童発達支援計画の作成

- 障害児相談支援事業所等が作成した障害児支援利用計画や、自らの事業所でアセスメントした情報について、課題整理表等を用いて整理しながら、児童発達支援におけるニーズを具体化した上で、児童発達支援の具体的な内容を検討し、児童発達支援計画を作成する。
- 児童発達支援計画の作成に当たっては、将来に対する見通しを持った上で、障害種別や障害の特性、子どもの発達の段階を丁寧に把握し、それらに応じた関わり方を考えいくとともに、子どもや保護者の意思の尊重、子どもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することが必要である。
- 「最善の利益が優先して考慮」されるとは、「子どもにとって最も善いことは何か」を考慮することをいい、子どもの意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、子どもにとって最善とは言い難いと認められる場合には、子どもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得るものである。その際は、子どもに対し、適切に説明することが必要である。
- 児童発達支援計画の作成に係る個別支援会議の開催に当たっては、子どもの支援に関わる職員を積極的に関与させが必要である。オンラインの活用も可能とされており、また、予定が合わない等により個別支援会議を欠席する職員がいる場合は、個別支援会議の前後に情報共有を行ったり意見を求めたりすることも必要である。いずれにしても、子どもの支援に関わる様々な職員に意見を聞く機会を設けることが求められる。  
また、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益を考慮することが重要であることに鑑み、当該子どもの年齢や発達の程度に応じて、子ども本人や保護者の意見を聞くことが求められる。そのため、例えば、会議の場に子どもと保護者を参加させることや、会議の開催前に子ども本人や保護者に直接会って意見を聞くことなどが考えられる。
- 児童発達支援計画には、「利用児と家族の生活に対する意向」、「総合的な支援の方針」、「長期目標」、「短期目標」、「支援の標準的な提供時間等」、「支援目標及び具体的な支援内容等」（「本人支援・家族支援・移行支援・地域支援・地域連携の項目」、「支援目標」、「支援内容（5領域との関連性を含む。）」、「達成時期」、「担当者・提供機関」、「留意事項」）を記載する。それぞれの記載項目については、子どもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要であり、「利用児と家族の生活に対する意向」を踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」と「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定することが必要である。児童発達支援計画の参考様式及び記載例については、別添1の「個別支援計画の記載のポイント」を参照すること。
- 児童発達支援計画に、子ども本人のニーズに応じた「支援目標」を設定し、それを達成するために、本ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、子どもの支援に必要な項目を適切に設定し、その上で、具体的な支援内容を設定する。
- 「本人支援」においては、5領域の視点を網羅した支援（総合的な支援）を行うことが必要であり、支援を組み立てていくに当たっては、（1）のアセスメントにおいて、5領域の視点を持ちながら、子どもと家族の状況を多様な観点・情報から総合的・包括的に確認・分析して

そのニーズや課題を捉え、そこから必要な支援を組み立てていくことが重要であり、単に5領域に対応する支援への当てはめを行うだけの児童発達支援計画の作成にならないよう留意することが必要である。

- 「本人支援」における5領域との関連性については、5領域全てが関連付けられるよう記載することを基本とするが、相互に関連する部分や重なる部分もあると考えられるため、5領域それぞれで、一対一対応で、異なる支援目標や支援内容を設定する必要はない。ただし、5領域のうち相互に関連する部分や重なる部分を踏まえ、これらをまとめた上で支援目標や支援内容を設定した場合であっても、各領域との関連性についての記載は必ず行い、「本人支援」全体として5領域全てが関連付けられるようにする必要がある。
- 「本人支援」においては、計画期間内に、特に重点的に取り組むものとそうではないものなど、支援内容の実施頻度に差がある場合も想定される。しかしながら、計画期間内における実施頻度が低いと見込まれる支援内容であっても、子どもの生活全般を通じて5領域との関連性が担保できるよう、5領域全てとの関連において必要な支援内容を記載することが必要である。
- 「本人支援」において、5領域の視点を網羅した支援（総合的な支援）に加え、特定の領域に重点を置いた支援を行う場合についても、児童発達支援計画に記載することが必要である。
- 「移行支援」については、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進する観点から、支援の中に「移行」という視点を取り入れ、保育所等の他の子ども施策との併行利用や移行に向けた支援、同年代の子どもとの仲間づくり等の取組を記載する。
- 「支援目標及び具体的な支援内容等」においては、児童発達支援の基本となる「本人支援」、「家族支援」及び「移行支援」について必ず記載することとする。「地域支援・地域連携」については必要に応じて記載することとするが、関係者が連携しながら子どもと家族を包括的に支援していく観点から、当該事項についても積極的に取り組むことが望ましい。
- 支援内容については、「いつ」、「どこで」、「誰が」、「どのように」、「どのくらい」支援するかということが、児童発達支援計画において常に明確になっていることが必要である。
- こどもや保護者に対し、「児童発達支援計画」を示しながら説明を行い、こどもや家族の支援として必要な内容になっているかについて同意を得ることが必要である。
- 将来に対する見通しを持った上で、障害種別、障害の特性や子どもの発達の段階を丁寧に把握し、それらに応じた関わり方を考えていくことが必要である。
- 支援手法については、個別活動と集団活動をその子どもに応じて適宜組み合わせることが必要である。
- 事業所等において作成した児童発達支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付を行うことが必要である。

### (3) タイムテーブルに沿った発達支援の実施

- 事業所等における時間をどのようにして過ごすかについて、一人一人の児童発達支援計画を考慮し、一日の時間と活動プログラムを組み合わせたタイムテーブルを作成する。タイムテーブルは、子どもの生活リズムを大切にし、日常生活動作の習得や、子どもが見通しを持って

自発的に活動できるよう促されることが期待される。

- 発達支援の時間は十分に確保されなければならず、送迎の都合で発達支援の時間が阻害されることのないようタイムテーブルを設定しなければならない。
- 活動プログラムは、子どものニーズや状況、子どもの障害種別、障害の特性、発達の段階、生活状況等に応じて、その内容を組み立て、職員も交えながらチームで検討していくことが必要である。提供される活動プログラムを固定化することは、経験が限られてしまうことにもなるため、活動プログラムの組合せについて、創意工夫が求められる。活動プログラムの内容は、本ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の内容等を十分に踏まえたものでなければならない。
- 集団活動の場合は、対象となる子どもの年齢や障害の状態の幅の広さを考慮しながら、活動プログラムを作成する必要がある。子どもの年齢や発達上のニーズが異なることが多いことから、年齢別、障害種別又は発達上のニーズ別に支援グループを分けることなどの工夫も必要である。

#### (4) 児童発達支援計画の実施状況の把握（モニタリング）

- 児童発達支援計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うことになっているが、子どもの状態や家庭状況等に変化があった場合には、6か月を待たずしてモニタリングを行う必要がある。モニタリングは、目標達成度を評価して支援の効果を測定していくためのものであり、単に達成しているか達成していないかを評価するものではなく、提供した支援の客観的評価を行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断する。
- 障害児支援利用計画との整合性のある児童発達支援計画の作成と児童発達支援の実施が重要であることから、モニタリング時においても、障害児相談支援事業所と相互連携を図りながら、情報共有を行うことが重要である。

#### (5) モニタリングに基づく児童発達支援計画の見直し及び児童発達支援の終結

- モニタリングにより、児童発達支援計画の見直しが必要であると判断された場合は、児童発達支援計画の積極的な見直しを行う。その際、支援目標の設定が高すぎたのか、支援内容が合っていなかったのか、別の課題が発生しているのか等の視点で、これまでの支援内容等を評価し、今後もその支援内容を維持するのか、変更するのかを判断していく。現在提供している児童発達支援の必要性が低くなった場合は、児童発達支援計画の支援目標の大幅な変更や児童発達支援の終結を検討する。
- 児童発達支援計画の支援目標の大幅な変更や児童発達支援の終結に当たっては、事業所等から家族や障害児相談支援事業所、保育所等の関係機関との連絡調整を実施し、障害児支援利用計画の変更等を促す。なお、保育所等に移行する場合など、他の機関・団体に支援を引き継ぐ場合には、これまでの児童発達支援の支援内容等について、適切に情報提供することが必要である。

## 第5章 関係機関との連携

障害のある子どもの発達支援は、子ども本人を支援の輪の中心として考え、様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のある子どもに対する理解を深めることが必要である。

このため、事業所等は、日頃から、市町村の障害児支援担当部局、児童福祉担当部局、教育委員会、子ども家庭センター、保健所・保健センター、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児相談支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校（幼稚部及び小学部）、地域の子育て支援機関、児童委員や主任児童委員等の地域の関係機関や障害当事者団体を含む関係者、広域的に支援を行っている児童相談所、児童家庭支援センター、発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター、里親支援センター等の関係機関との連携を図り、児童発達支援が必要な子どもが、円滑に児童発達支援の利用に繋がるようにするとともに、その後も、子どもの支援が保育所等や学校等に適切に移行され、支援が引き継がれていくことが必要である。また、セルフプランにより複数の事業所等を利用する子どもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、子どもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要である。

さらに、子ども本人を中心に考える支援の輪の中において、事業所等に期待される役割を認識し、子どもに対し適切な支援を提供することが必要である。

加えて、障害のある子どもが健全に発達していくためには、地域社会とのふれあいが必要であり、そうした観点からは事業所等が地域社会から信頼を得ることが重要であるが、そのためには、地域社会に対して、児童発達支援に関する情報発信を積極的に行うなど、地域に開かれた事業運営を心がけることが求められる。

### 1. 市町村との連携

- 支援の必要な子どもと家族を地域全体で支えていくためには、地域のニーズや資源等を把握し、地域全体の支援の体制整備を行う市町村と連携していくことが必要である。障害児支援担当部局、母子保健や子ども・子育て支援、社会的養護等の児童福祉担当部局、教育委員会など、子どもと家族に関わる部局は様々であり、子どもと家族を中心として包括的に支援を行っていく観点からも、しっかりと連携体制を構築していくことが重要である。
- 子どもの発達支援の必要性は、新生児聴覚検査、乳幼児健康診査、市町村保健センター等の発達相談、保育所等の利用など様々な機会を通して気づかれるものであり、気づきの段階から継続的な支援を行うため、母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援が必要である。

### 2. 医療機関等との連携

- 医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子どもが医療機関（N I C U等）から在宅生活に移行し、その後も在宅生活を継続していくために、地域の保健、医療、保育、教育等の関係機関と連携した支援が必要である。
- 子どもの事故やけが、健康状態の急変が生じた場合に備え、近隣の協力医療機関をあらかじ

め定めておく必要がある。協力医療機関は、緊急時の対応が生じた場合に相談をすることが想定されることから、できるだけ近い場所であることや、事業所等の作成する緊急時の対応マニュアルを、事前に協力医療機関や保護者と共有しておくことが望ましい。特に、医療的ケアが必要なこどもや重症心身障害のあるこどもは、事前に協力医療機関を受診し、医師にこどもの状態について理解しておいてもらうことも必要である。

- こどもが服薬をしている場合には、保護者と連携を図りながら、必要に応じて、こどもの主治医等と情報共有を行うことが重要である。
- 医療的ケアが必要なこどもを受け入れる場合は、こどもの状態や障害の特性に応じた適切な支援や必要な医療的ケアを提供するため、こどもの主治医等との連携体制を整えておくことに加え、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーター等とのネットワークを構築しておくことが重要である。
- 人工内耳を装用しているこどもを受け入れる場合は、こどもの状態や障害の特性に応じた適切な支援を提供するため、こどもの主治医等との連携体制を整えておくことが重要である。

### 3. 保育所や幼稚園等との連携

- こどもが成長し、事業所等から地域の保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等に移行する際には、保護者の同意を得た上で、児童発達支援計画と個別の指導計画や教育支援計画等を含め、こどもの発達支援の連続性を図るために、こども本人の発達の状況や障害の特性、事業所等で行ってきた支援内容等について情報を共有しながら相互理解を図り、円滑に支援が引き継がれるようにするとともに、移行後のフォローアップを行うことが必要である。  
また、この際は、引継ぎを中心とした会議において、障害児相談支援事業所と連携することが重要である。さらに、児童発達支援センターにおいては、保育所等の職員が障害のあるこどもへの対応に不安を抱える場合等に、保育所等訪問支援や地域障害児支援体制強化事業、障害児等療育支援事業等の積極的な活用を図ることにより、適切な支援を行っていくことが重要である。
- こどもが事業所等と地域の保育所等の併行利用をしている場合は、当該保育所等と支援内容等を共有するなど連携して支援に当たるとともに、必要に応じて当該保育所等における障害のあるこどもへの支援をバックアップしていくことが重要である。
- 加えて、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等との交流や、同年代の障害のないこどもと活動する機会の確保も必要である。あわせて、こどもの状態や、こどもや家族の希望に応じて、保育所等への併行利用や移行を行うことができるよう、日頃から、保育所等への理解を求めるための啓発活動を行うことが必要である。

### 4. 他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所等との連携

- 様々なこどもや家族を地域で支えていくためには、地域の児童発達支援センターや児童発達支援事業所が、障害種別や障害の特性の理解、障害種別や障害の特性に応じた活動や支援方法、支援における成功事例や困難事例等について、合同で研修を行うことやそれぞれから助言をしあうことなどにより、連携を図りながら適切な支援を行っていく必要がある。
- また、発達支援上の必要性により、複数の事業所等を併せて利用するこどもについては、こど

もの状態像や必要な支援の見立てについて共通認識を持つとともに、支援内容を相互に理解しておくため、保護者の同意を得た上で、他の事業所との間で、子どもの日常生活動作の状況や留意事項、相互の支援内容や児童発達支援計画の内容等について情報共有を図ることが必要である。特にセルフプランの場合には、事業所間の連携及び情報共有を図っていくことが重要である。

- 児童発達支援センターについては、地域における連携・ネットワーク構築の核として、自治体や地域の事業所と積極的に連携を図りながら、地域の事業所へのスーパーバイズやコンサルテーションの実施、研修や事例検討会の開催等を行うことも必要である。
- また、障害の特性を踏まえて、発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター、医療機関等の専門性を有する専門機関や地域のセーフティーネット機能である障害児入所施設と連携し、助言や研修等を受けることや、特定の分野に強みを有する事業所と連携して支援を進めることが必要である。

## 5. 学校や放課後等デイサービス事業所等との連携

- 小学校や特別支援学校（小学部）に進学する際には、児童発達支援計画と個別の教育支援計画等を含め、子どもの発達支援の連続性を図るため、保護者の同意を得た上で、子ども本人の発達の状況や障害の特性、事業所等で行ってきた支援内容等について情報を共有しながら相互理解を図り、円滑に支援が引き継がれるようにすることが必要である。
- 児童発達支援センターにおいては、小学校や特別支援学校（小学部）への保育所等訪問支援等の実施により、進学先において、子どもの支援が継続できるようにしていくことも必要である。
- 放課後等デイサービスの利用を開始する場合についても、放課後等デイサービス計画の適切な作成や、子どもの発達支援の連続性を踏まえた円滑な支援の提供を進める観点から、学校の場合と同様に情報の共有が必要である。また、放課後等デイサービスの利用開始後も、より適切な発達支援を実施するために連携体制を継続し、必要な情報提供や助言を行うことが望ましい。なお、放課後児童クラブを利用する場合についても同様である。
- こうした支援の移行の際は、引継ぎを中心とした会議において、障害児相談支援事業所と連携することが重要である。

## 6. こども家庭センターや児童相談所との連携

- 特に支援を要する家庭（不適切な養育や虐待の疑い等）の子どもに対して支援を行うに当たっては、日頃から、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況等についての把握に努めるとともに、障害児施策だけで完結するのではなく、障害福祉施策、母子保健施策、子ども・子育て支援施策、社会的養護施策等の関係機関と連携し、課題に対応していく視点が必要である。
- 虐待が疑われる場合には、速やかに事業所等内で情報共有を行うとともに、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所やこども家庭センター、児童家庭支援センター、市町村の児童虐待防止窓口、保健所等の関係機関と連携して対応を図る必要がある。
- こども家庭センターによる支援が必要な場合や既に支援が行われている場合には、こどもや

家族への支援が切れ目なく包括的に行われるよう、こども家庭センターと連携を図っていくことが必要である。

- 事業所等を利用する子どものきょうだいが、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている状況にあるなど、ヤングケアラーであると疑われる場合においても、速やかに事業所等内で情報共有を行うとともに、こども家庭センターをはじめとした関係機関と連携して、その家庭が必要とする支援につなげていくことが重要である。そのためには、各自治体のヤングケアラー担当部署等が実施する関係機関職員研修への参加等により、ヤングケアラーについて正しい理解を持つ必要がある。

## 7. (自立支援) 協議会等への参加や地域との連携

- 事業所等は、(自立支援) 協議会こども部会や地域の子ども・子育て会議、要保護児童対策地域協議会等へ積極的に参加すること等により、関係機関・団体等と連携して、地域支援体制を構築していく必要がある。
- 日頃から地域の行事や活動に参加できる環境をつくるため、自治会や地域の会合に参加することや、地域のボランティア組織と連絡を密にすること等の対応が必要である。また、地域住民との交流活動や地域住民も参加できる行事の開催など、地域との関わりの機会を確保することも重要である。

# 第6章 児童発達支援の提供体制

## 1. 定員

設置者・管理者は、設備、職員等の状況を総合的に勘案し、適切な支援の環境と内容を確保するとともに、障害のある子どもの情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、適切な利用定員を定めることが必要である。

## 2. 職員配置及び職員の役割

### (1) 適切な職員配置

- 児童発達支援センターにおいては、管理者、嘱託医、児童発達支援管理責任者、児童指導員及び保育士、機能訓練担当職員（機能訓練を行う場合）、看護職員（医療的ケアを行う場合）の配置が必須である。また、幅広い発達段階や多様な障害の特性に応じた児童発達支援を提供するためには、保育士、児童指導員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、看護職員を配置するなど、多職種連携によるチームアプローチが可能な支援体制を整えることが望ましい。
- 児童発達支援事業所においては、管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員（機能訓練を行う場合）、看護職員（医療的ケアを行う場合）の配置が必須であり、主に重症心身障害のある子どもに対して児童発達支援を行う場合は、管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員又は保育士に加え、嘱託医、看護師、機能訓練担当職員の配置を行い、医療的ケア等の体制を整える必要がある。

- 常時見守りが必要なこどもや医療的ケアが必要なこども、重症心身障害のあるこども等への支援のために、児童指導員又は保育士、看護師について、人員配置基準を上回って配置することも考慮する必要がある。
- 児童発達支援管理責任者が個々のこどもについて作成する児童発達支援計画に基づき、適切な知識と技術をもって活動等が行われるよう、支援に当たる職員を統括する指導的役割の職員の配置など、支援の質の確保の観点から、適切な職員配置に留意する必要がある。

## (2) 設置者・管理者の責務

- 設置者・管理者は、事業所等の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、設置者・管理者としての専門性等の向上を図るとともに、児童発達支援の質及び職員の資質向上のために必要な環境の確保を図らなければならない。
- 設置者・管理者は、事業所等が適切な支援を安定的に提供することにより、障害のあるこどもの発達に貢献するとともに、こどもや家族の満足感、安心感を高めるために、組織運営管理を適切に行わなければならない。
- 設置者・管理者は、職員一人一人の倫理観及び人間性を把握し、職員としての適性を的確に判断するとともに、職員がキャリアパスに応じた研修等に参加することができるよう職員の勤務体制等を工夫し、職員一人一人の資質及び専門性の向上の促進を図らなければならない。
- 設置者・管理者は、質の高い支援を確保する観点から、職員が心身ともに健康で意欲的に支援を提供できるよう、労働環境の整備を図る必要がある。

## (3) 設置者・管理者による組織運営管理

設置者・管理者は、事業所の運営方針や支援プログラム、児童発達支援計画、日々の活動に関するタイムテーブルや活動プログラムについて、児童発達支援管理責任者及び職員の積極的な関与のもとでP D C Aサイクルを繰り返し、事業所が一体となって不断に支援の質の向上を図ることが重要である。

また、設置者・管理者は、P D C Aサイクルを繰り返すことによって、継続的に事業運営を改善する意識を持って、児童発達支援管理責任者及び職員の管理及び事業の実施状況の把握その他の管理を行わなければならない。

### ① 運営規程の設定・見直しと職員への徹底

- 設置者・管理者は、事業所ごとに、運営規程を定めておくとともに、児童発達支援管理責任者及び職員に運営規程を遵守させなければならない。運営規程には以下の重要事項を必ず定めておく必要がある。

**【運営規程の重要事項】**

- ・事業の目的及び運営の方針
- ・従業者の職種、職員数及び職務の内容
- ・営業日及び営業時間
- ・利用定員
- ・児童発達支援の内容並びに保護者から受領する費用の種類及びその額
- ・通常の事業の実施地域
- ・支援の利用に当たっての留意事項
- ・緊急時等における対応方法
- ・非常災害対策
- ・事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- ・虐待の防止のための措置に関する事項
- ・その他運営に関する重要な事項

- 事業の目的及び運営方針は、本ガイドラインに記載されている児童発達支援の役割や児童発達支援の提供すべき内容、地域でのこどもや家族の置かれた状況、児童発達支援が公費により運営される事業であること等を踏まえ、適切に設定する。
  - 事業の目的及び運営方針の設定や見直しに当たっては、児童発達支援管理責任者及び職員が積極的に関与できるように配慮する。
  - 児童発達支援管理責任者及び職員の採用に当たっては、事業所の目的及び運営方針をはじめとした運営規程の内容を丁寧に説明するとともに、採用後も様々な機会を通じて繰り返しその徹底を図ることが重要である。
- ② 複数のサイクル（年・月等）での目標設定と振り返り
- P D C A サイクルにより不断に業務改善を進めるためには、児童発達支援管理責任者及び職員が参画して、複数のサイクル（年間のほか月間等）で事業所等としての業務改善の目標設定とその振り返りを行うことが必要である。
- ③ 自己評価の実施・公表・活用
- 運営基準において定められている自己評価については、別添2の「障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れ」を参考に、以下の項目について、「従業者向け児童発達支援評価表」（別紙1）を活用した事業所等の職員による事業所の支援の評価（以下「従業者評価」という。）及び「保護者向け児童発達支援評価表」（別紙2）を活用した保護者による事業所評価（以下「保護者評価」）を踏まえ、全職員による共通理解の下で、事業所全体として行う必要がある。

### 【評価項目】

- ・こども及び保護者の意向、こどもの適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- ・従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- ・設備及び備品等の状況
- ・関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- ・こども及び保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- ・緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- ・業務の改善を図るための措置の実施状況

- 事業所等は、従業者評価及び保護者評価を踏まえた事業所全体としての自己評価の結果、さらに強化・充実を図るべき点（事業所等の強み）や、課題や改善すべき点（事業所等の弱み）を職員全員の共通理解の下で分析し、課題や改善すべき点と考えられる事項について、速やかにその改善を図る必要がある。
- 事業所等の自己評価の結果及び保護者評価の結果並びにこれらの評価を受けて行った改善の内容については、「事業所における自己評価総括表（公表）」（別紙3）及び「保護者からの事業所評価の集計結果（公表）」（別紙4）を含む「事業所における自己評価結果（公表）」（別紙5）を用いて、概ね1年に1回以上、保護者に示すとともに、広く地域に向けて、インターネットのホームページや会報等で公表しなければならない。保護者に示す方法としては、園だよりなど事業所等で発行している通信に掲載したり、こどもの送迎時などの際に保護者の目につきやすい場所に掲示したりする方法が考えられる。
- 事業所等は、自己評価の結果及び保護者評価の結果並びにこれらの評価を受けて明らかになった事業所等の強みや弱みを踏まえ、全職員が一体となって、日々の支援の中で、さらなる支援の充実や改善に向けて取組を進めていく必要がある。
- また、この事業所等による自己評価のほか、可能な限り、第三者による外部評価を導入して、事業運営の一層の改善を図ることが必要である。

#### ④ 支援プログラムの作成・公表

- 総合的な支援の推進と事業所等が提供する支援の見える化を図るため、5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画（支援プログラム）を作成する必要がある。支援プログラムの作成に当たっては、別添3の「児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き」を参考にすること。
- 作成された支援プログラムについては、事業所等の職員に対し理解を促し、これに基づき適切な支援の提供を進めていくとともに、利用者や保護者等に向けて、重要事項説明書や個別支援計画等の説明時に併せて丁寧に説明し、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが求められる。支援プログラムの公表については、令和6年度中は努力義務とされているが、総合的な支援の推進と支援の見える化を進める観点から、取

組を進めることができることを望ましい。なお、支援プログラムの内容に変更があった場合は、速やかに変更後の支援プログラムを公表することが望ましい。

⑤ 都道府県等への事業所等の情報の報告

- こどもの個々のニーズに応じた質の高い支援の選択や、事業所等が提供する支援の質の向上に資することを目的として、障害福祉サービス等情報公表制度の仕組みがあり、事業所等は、都道府県等に対し、事業所等の情報（所在地や従業員数、営業時間や支援内容等）を報告する必要がある。

⑥ 職場内のコミュニケーションの活性化等

- P D C A サイクルによる業務改善が適切に効果を上げるには、現状の適切な認識・把握と、事業所等における職員間の意思の疎通・情報共有が重要である。
- 支援の提供に関する日々の記録については、支援の質の向上の観点から、児童発達支援管理責任者が把握する以外に、職員同士で情報共有を図ることも有用である。職場での何でも言える雰囲気作りや職員同士のコミュニケーションの活性化も設置者・管理者の重要な役割である。
- 設置者・管理者は、児童発達支援計画の作成・モニタリング・変更の結果について、児童発達支援管理責任者から報告を受けるなど、児童発達支援管理責任者や職員の業務の管理及び必要な指揮命令を行う。
- 支援内容の共有や職員同士のコミュニケーションの活性化が、事業所内における虐待の防止や保護者による虐待の早期発見に繋がるものであることも認識しておくとともに、設置者・管理者も、職員による適切な支援が提供されているか、日々把握しておく必要がある。

⑦ こどもや保護者の意向等の把握・活用

- P D C A サイクルによる業務改善を進める上では、事業所等による従業者評価及び保護者評価を踏まえた自己評価だけでなく、アンケート調査等を実施して、支援を利用するこどもや保護者の意向や満足度を把握することも重要である。
- 特に、こどもや保護者の意向等を踏まえて行うこととした業務改善の取組については、こども及び保護者に周知していくことが必要である。

⑧ 支援の継続性

- 児童発達支援は、こどもや家族への支援の継続性の観点から、継続的・安定的に運営することが必要である。やむを得ず事業を廃止し又は休止しようとする時は、その一月前までに都道府県知事等に届け出なければならない。この場合、こどもや保護者に事業の廃止又は休止しようとする理由を丁寧に説明するとともに、他の事業所等を紹介するなど、こどもや家族への影響が最小限に抑えられるように対応することが必要である。

### 3. 施設及び設備

- 事業所等は、児童発達支援を提供するための設備及び備品を適切に備えた場所である必要がある。設置者・管理者は、様々な障害のあるこどもが安全に安心して過ごすことができるようバリアフリー化や情報伝達への配慮等、個々のこどもの障害の特性に応じた工夫が必要である。
- 児童発達支援事業所の発達支援室については、床面積の基準は定められていないが、児童発達支援センターの場合は、こども一人当たり $2\cdot47\text{ m}^2$ の床面積が求められていることを参考としつつ、適切なスペースの確保に努めることが必要である。
- こどもが生活する空間については、発達支援室のほか、おやつや昼食がとれる空間、静かな遊びのできる空間、雨天等に遊びができる空間、こどもが体調の悪い時等に休息できる静養空間、年齢に応じて更衣のできる空間等を工夫して確保することが必要である。  
また、遊具や室内のレイアウト・装飾にも心を配り、こどもが心地よく過ごせるように工夫することが必要である。
- 屋外遊びを豊かにするため、屋外遊技場の設置や、近隣の児童遊園・公園等を有効に活用することが必要である。
- 備品については、障害種別、障害の特性及び発達状況に応じて備えることが必要である。

### 4. 衛生管理、安全管理対策等

設置者・管理者は、障害のあるこどもや保護者が安心して事業所等の支援を受け続けられるようにするため、こどもの健康状態の急変や感染症の発生、非常災害や犯罪、事故の発生などに対応するマニュアルの策定やその発生を想定した訓練、関係機関・団体との連携等により、事業所等を運営する中で想定される様々なリスクに対し、日頃から十分に備えることが必要である。

重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項や、事故が発生した場合の具体的な対応方法等については、追って示す「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」や、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を参照すること。

#### (1) 衛生管理・健康管理

設置者・管理者は、感染症の予防や健康維持のために、職員に対し常に清潔を心がけさせ、手洗い、手指消毒の励行、換気等の衛生管理を徹底することが必要である。事業所等における感染症対策については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」を参考にすること。

##### ① 感染症及び食中毒

- 設置者・管理者は、運営基準により、事業所等における感染症や食中毒の予防・まん延の防止のため、対策を検討する委員会の定期的な開催や、指針の整備、研修や訓練の定期的な実施が求められている。これらの実施に当たっては、「障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き」を参考にすること。
- 設置者・管理者は、感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める必要がある。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡をし、必要な措置を

講じて二次感染を防ぐことが重要である。

- 設置者・管理者は、活動や行事等で食品を提供する場合は、衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する必要がある。
- 設置者・管理者は、市町村や保健所等との連携のもと、感染症又は食中毒が発生した場合の対応や、排泄物又は嘔吐物等に関する処理方法についての対応マニュアルを策定し、職員に周知徹底を図るとともに、マニュアルに沿って対応できるようにする必要である。
- 設置者・管理者は、子どもの健康状態の把握及び感染症発生の早期発見のために、子どもの来所時の健康チェック及び保護者との情報共有の体制を構築しておくことが必要である。また、感染症の発生動向に注意を払い、インフルエンザやノロウイルス等の感染症の流行時には、子どもの来所時の健康チェック及び保護者との情報共有体制を強化する必要がある。さらに、新型コロナウイルスやインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症により集団感染の恐れがある場合は、子どもの安全確保のために、状況に応じて休所とする等の適切な対応を行うとともに、保護者や関係機関・団体との連絡体制を構築しておく必要がある。
- また、感染症が発生した場合であっても、重要な事業を継続又は早期に業務再開を図るため、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するとともに、ＢＣＰに従い、職員に対して必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施することが必要である。特に、新興感染症の場合は、インフルエンザやノロウイルス等の感染症と異なる対応も想定されることを念頭に置きながら、ＢＣＰの策定や研修及び訓練（シミュレーション）を実施することが必要である。ＢＣＰの策定に当たっては、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参考にすること。

### ② アレルギー対策

- 設置者・管理者は、食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づき、食事やおやつを提供する際に、除去食や制限食で対応できる体制を整えるとともに、保護者と協力して適切な配慮に努めることが必要である。
- 設置者・管理者は、事業所等で飲食を伴う活動を実施する際は、事前に提供する内容について具体的に示した上で周知を行い、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努める必要がある。特に、食物アレルギーについては、子どもの命に関わる重大な事故を引き起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応する必要がある。そのため、保護者と留意事項や緊急時の対応等（「エピペン®」の使用や消防署への緊急時登録の有無等）についてよく相談し、職員全員が同様の注意や配慮ができるようにしておくことが重要である。

### ③ その他

- 職員は、事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況を確認しておくとともに、子どもの健康管理に必要となる器械・器具の管理等を適正に行う必要がある。
- 設置者・管理者は、重症心身障害のある子どもなど、全身性障害がある子どもについては、常に骨折が起こりやすいことを念頭におき、適切な介助が行える体制を整えるとともに、誤嚥性肺炎を起こさないよう、摂食時の姿勢や車椅子の角度等の調整、本人の咀嚼・嚥下機能に応

じた適切な食事の介助を計画的・組織的に行えるようにすることが必要である。

## (2) 非常災害対策・防犯対策

- 設置者・管理者は、運営基準により、非常災害に備えて消火設備等の必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の避難方法や、関係機関・団体への通報及び連絡体制を明確にし、それらを定期的に職員や保護者に周知することが求められている。また、設置者・管理者や職員は、子どもの障害種別や障害の特性に応じた災害時対応について、日頃から理解しておくことが重要である。なお、聴こえない又は聴こえにくい子どもや職員、保護者がいる場合は、併せて、視覚で分かる緊急サイレンや合図など、事前に準備しておくことが必要である。
- 設置者・管理者は、運営基準により、非常災害に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。訓練を行うに当たっては、地震や火事、風水害など非常災害の内容を明確にした上で、それぞれの災害に対する訓練を行うことが重要である。
- 設置者・管理者は、重大な災害の発生や台風の接近等により危険が見込まれる場合には、子どもの安全確保のために、状況に応じて事業所等を休所とする等の適切な対応を行う必要がある。このため、保護者と連絡体制や引き渡し方法等を確認しておくとともに、市町村の支援の下、保育所等の関係機関・団体との連絡体制を構築しておく必要がある。また、地震や風水害等の緊急事態に対して、重要な事業を継続又は早期に業務再開を図るための事業継続計画（BCP）を策定するともに、BCPに従い、職員に対して必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施することが必要である。BCPの策定に当たっては、「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参考にすること。
- 障害のある子どもについては、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされており、その作成に当たっては、子どもの状況等をよく把握する福祉専門職等の関係者の参画が極めて重要であるとされていることから、保護者のほか、相談支援事業所や主治医の参画が想定されるため、当該相談支援事業所等との間で、災害発生時の対応について綿密に意思疎通を図っておくことが重要であり、設置者・管理者は、職員に徹底する必要がある。
- 医療的ケアが必要な子どもに関する災害時の対応については、事業所の周辺環境から災害リスクを想定し、医療的ケアの内容や子どもの特性に応じて適切な災害対応を検討する必要があり、対応の検討に当たっては、「保育所における医療的ケア児の災害時対応ガイドライン」も参考にすること。
- 設置者・管理者は、外部からの不審者の侵入を含め、子どもが犯罪に巻き込まれないよう、事業所として防犯マニュアルの策定や、地域の関係機関・団体等と連携しての見守り活動、子ども自身が自らの安全を確保できるような学びの機会など、防犯対策としての取組を行う必要がある。

## (3) 緊急時対応

- 職員は、子どもの事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合は、速やかに保護者、協力医療機関及び主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

- 設置者・管理者は、緊急時における対応方法についてのマニュアルを策定するとともに、職員が緊急時における対応方針について理解し、予め設定された役割を果たすことができるよう訓練しておく必要がある。  
また、設置者・管理者は、例えば、てんかんのある子どもが急な発作を起こした場合に速やかに対応できるよう、個々の子どもの状況に応じて、緊急時の対応方法や搬送先等について個別のマニュアルを策定し、職員間で共有することも必要である。
- 職員は、医療的ケアを必要とする子ども等の支援に当たっては、窒息や気管出血等、生命に関わる事態への対応を学び、実践できるようにしておく必要がある。
- 職員は、子どものケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED（自動体外式除細動器）、「エピペン®」等の使用）に関する知識と技術の習得に努めることが必要である。また、緊急時の応急処置に必要な物品についても常備しておくことが重要であり、設置者・管理者は、AEDを設置することが望ましい。

#### （4） 安全管理対策

- 設置者・管理者は、運営基準により、設備の安全点検、職員や子ども等に対する事業所外での活動・取組等を含めた事業所等での生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他の安全に関する事項について、安全計画を策定するとともに、職員に周知し、安全計画に従って研修及び訓練を定期的に行なうことが求められている。また、保護者との連携が図られるよう、保護者に対して安全計画に基づく取組の内容を周知することも必要である。
- 設置者・管理者は、支援の提供中に起きる事故やケガを防止するために、安全計画の内容も踏まえ、事業所内や屋外の環境の安全性について、チェックリストを用いて点検するとともに、活動や事業所等の実情に応じ、リスクの高い場面（例えば、食事、プール、移動、送迎、屋外活動などの場面）において職員が気を付けるべき点や役割等を明確にした安全管理マニュアルを作成することが重要である。作成後は、これらに基づき、毎日点検し、必要な補修等を行い、危険を排除することが必要である。  
また、職員は、衝動的に建物から出てしまう子ども等もいるため、子どもの特性を理解した上で、必要な安全の確保を行うことが必要である。
- 活動場面によって注意すべき事項が異なるため、職員は、活動場所や内容等に留意した事故の発生防止に取り組むことが必要である。例えば、送迎、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事・おやつ中など、それぞれの場面に応じて具体的な注意喚起を促す必要がある。
- 設置者・管理者は、運営基準により、事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることが求められている。設置者・管理者は、指定権者である都道府県、支給決定の実施主体である市町村及び事業所等の所在する市町村が、どのような事故の場合に報告を求めているかや、事故が発生した場合にどのような方法により報告を求めているかについて、必ず都道府県や市町村のホームページ等で確認し、適切な対応を行う必要がある。なお、事故の種類を問わず、家族には、事故が発生した場合は必ず連絡を行い、子ども本人や家族の気持ちを考え、誠意ある対応を行う必要がある。事業所等に

においては、こうしたことを踏まえ、事故発生直後の初期対応の手順の明確化や、必要となる連絡先リストの作成等を行うことが必要となる。

- 設置者・管理者は、発生した事故事例の検証や、事故につながりそうなヒヤリ・ハット事例の情報を収集し、検証を行う機会を設けるとともに、事故原因の共有と再発防止の取組について、全ての職員に共有することが必要である。
- 設置者・管理者は、運営基準により、送迎や事業所外での活動のために自動車を運行する場合は、子どもの乗降時の際に点呼を行うなど、子どもの所在を確実に把握することができる方法により所在を確認するとともに、自動車にブザー等の安全装置を装備することが求められている。
- 医療的ケアを必要とする子どもについては、人工呼吸器や痰の吸引機等の医療機器の電源の確保やバッテリー切れの防止、酸素ボンベや酸素チューブ、気管チューブ等の安全管理、アラームへの即時対応などに常に留意する必要がある。また、職員の見守り等により、子ども同士の接触によるチューブの抜去などの事故の防止にも取り組む必要がある。

## 5. 適切な支援の提供

- 設置者・管理者は、設備や職員等の状況を総合的に勘案し、適切な支援の環境と内容が確保されるよう、障害のある子どもの情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、利用定員の規模や、室内のレイアウトや装飾等に心を配り、必要に応じて改善を図ることが必要である。
- 職員は、支援プログラムや児童発達支援の提供すべき支援の内容等について理解するとともに、児童発達支援計画に沿って、それぞれの子どもの障害種別、障害の特性、発達の段階、生活状況に細やかに配慮しながら支援を行うことが必要である。
- 職員は常に意思の疎通を図り、円滑なコミュニケーションが取れるようにすることが必要である。
- 支援開始前には職員間で必ず打合せを実施し、その日行われる支援の内容や役割分担について把握することが必要である。
- 支援終了後に職員間で打合せを実施し、その日の支援の振り返りをし、子どもや家族との関わりで気づいた点や、気になった点について職員間で共有することも重要である。
- 職員は、その日行った支援の手順、内容、子どもの反応や気づきについて、記録をとらなければならない。また、日々の支援が支援目標や児童発達支援計画に沿って行われているか、記録に基づいて検証し、支援の改善や自らのスキルアップに繋げていく必要がある。
- なお、事業所等に通所している子どもと保育所等に通園している子どもが、一日の活動の中で一緒に過ごす時間を持ち、それぞれの職員が混合して支援を行うなど、一体的な支援を提供する場合は、障害のある子どもの支援に支障がないように留意しながら取組を進める必要がある。詳細は、「保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について」（令和4年12月26日事務連絡）を参照すること。

## 6. 保護者との関わり

職員は、子どもや保護者の満足感、安心感を高めるために、提供する支援の内容を保護者とともに

に考える姿勢を持ち、こどもや保護者に対する丁寧な説明を常に心がけ、こどもや保護者の気持ちに寄り添えるように積極的なコミュニケーションを図る必要がある。

### (1) 保護者との連携

- 職員は、日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や発達上のニーズについて共通理解を持つことが重要である。このため、医療的ケアや介助の方法、適切な姿勢、気になること等について、連絡ノート等を通じて保護者と共有することが必要である。また、保護者の希望やニーズに応じて、子どもの行動変容を目的として、保護者が子どもの障害の特性やその特性を踏まえた子どもへの関わり方を学ぶペアレント・トレーニング等を活用しながら、共に子どもの育ちを支えられるよう支援したり、環境整備等の支援を行ったりすることが必要である。
- 設置者・管理者は、送迎時の対応について、事前に保護者と調整しておくことが必要である。また、事業所等内のトラブルや子どもの病気・事故の際の連絡体制について、事前に保護者と調整し、その内容について職員間で周知徹底しておく必要がある。
- 設置者・管理者は、職員が行う保護者への連絡や支援について、随時報告を受けることや記録の確認等により、把握・管理することが必要である。

### (2) こどもや保護者に対する説明等

職員は、こどもや保護者が児童発達支援を適切かつ円滑に利用できるよう、適切な説明を十分に行うとともに、必要な支援を行う責務がある。

#### ① 運営規程の周知

- 設置者・管理者は、運営規程について、事業所内の見やすい場所に掲示する等により、その周知を図る必要がある。

#### ② こどもや保護者に対する運営規程や支援プログラム、児童発達支援計画の内容についての丁寧な説明

- 設置者・管理者は、こどもや保護者に対し、利用申込時において、運営規程や支援プログラム、支援の内容を理解しやすいように説明を行う必要がある。特に、支援の内容、人員体制（資格等）、利用者負担、苦情解決の手順、緊急時の連絡体制等の重要事項については文書化の上、対面で説明する。
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の内容について、その作成時、変更時にこどもと保護者に対して丁寧に説明を行う必要がある。
- 聴こえない又は聴こえにくいこどもや保護者の場合には、これらの説明に際して、どのような方法による説明を希望するか確認の上、丁寧に対応することが求められる。

#### ③ 家族に対する相談援助等

- 職員は、家族が相談しやすいような関係性や雰囲気をつくっていくことが必要である。

そのためには、日頃から家族と意思疎通を図りながら、信頼関係を構築していくことが重要である。

- 職員は、家族が悩みなどを自分だけで抱え込まないように、家族からの相談に適切に応じ、信頼関係を築きながら、家族の困惑や将来の不安を受け止め、専門的な助言を行うことも必要である。例えば、定期的な面談や訪問相談等を通じて、子育ての悩み等に関する相談援助を行ったり、こどもの障害特性についての理解が促されるような支援を行ったりすることが必要である。
- 職員は、父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催したりすることにより、保護者同士が交流して理解を深め、保護者同士のつながりを密にして、安心して子育てを行っていくような支援を行うことが必要である。また、「家族支援」は、対象を保護者に限った支援ではなく、きょうだいや祖父母等への支援も含まれる。特にきょうだいは、心的負担等から精神的な問題を抱える場合も少なくないため、例えば、きょうだい向けのイベントを開催する等の対応を行っていくことも必要である。
- 設置者・管理者は、職員に対して、定期的な面談や家族に対する相談援助を通じた「家族支援」について、その適切な実施を促すとともに、随時報告を受けることや記録の確認等により、把握・管理する必要がある。

#### ④ 苦情解決対応

- 設置者・管理者は、児童発達支援に関するこどもや家族からの苦情（虐待に関する相談を含む。）について、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口や苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の設置、解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを構築することが必要である。
- 設置者・管理者は、苦情受付窓口について、こどもや家族に周知するとともに、第三者委員を設置している場合には、その存在についても、こどもや家族に周知する必要がある。
- 設置者・管理者は、苦情解決責任者として、迅速かつ適切に対応する必要がある。
- 苦情が発生した場合の迅速かつ適切な対応は重要であるが、苦情につながる前にリスクマネジメントをすることで防ぐことが可能な苦情もあることから、苦情になる前のリスクマネジメントを行うことも重要である。
- 暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）等についても、その対策について検討することが必要である。

#### ⑤ 適切な情報提供

- 事業所等は、定期的に通信等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報をこどもや家族に対して発信することが必要である。
- こどもや家族に対する情報提供に当たっては、視覚障害や聴覚障害等の障害種別に応じて、手話等による情報伝達を行うなど丁寧な配慮が必要である。

## 7. 地域に開かれた事業運営

- 設置者・管理者は、地域住民の事業所等に対する理解の増進や地域のこどもとしての温かい見守り、地域住民との交流活動の円滑な実施等の観点から、ホームページや会報等を通じて、事業所等の活動の情報を積極的に発信することや、事業所等の行事に地域住民を招待することなど、地域に開かれた事業運営を図ることが必要である。
- 実習生やボランティアの受入れは、事業所等と実習生やボランティア双方にとって有益であり、設置者・管理者は、積極的に対応することが望ましい。ただし、実習生やボランティアの受入れに当たっては、事故が起きないよう適切な指導を行う等の対応が必要である。また、実習生やボランティアが、事業所等の理念や支援の内容、障害のあるこどもに対する支援上の注意事項等をしっかりと理解し、適切に対応できるよう、丁寧に説明することが必要である。

## 8. 秘密保持等

- 設置者・管理者は、職員等（実習生やボランティアを含む。以下同じ。）であった者が、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、誓約書の提出や雇用契約に明記するなど、必要な措置を講じなければならない。
- 職員は、関係機関・団体にこどもや家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者等の同意を得ておかなければならぬ。また、ホームページや会報等にこども又は家族の写真や氏名を掲載する際には、保護者等の許諾を得ることが必要である。
- 職員等は、その職を辞した後も含めて、正当な理由がなく業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 9. 職場倫理

- 職員は、倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また、支援内容の質の向上に努めなければならない。これは、児童発達支援で活動する実習生やボランティアにも求められることである。
- 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。

- ・ こどもの人権尊重と権利擁護、こどもの個人差への配慮に関するここと。
- ・ 性別、国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱の禁止に関するここと。
- ・ こどもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関するここと。
- ・ 個人情報の取扱いとプライバシーの保護に関するここと。
- ・ こどもや家族、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関するここと。

- 職員は、こどもに直接関わる大人として身だしなみに留意することが求められる。

## 第7章 支援の質の向上と権利擁護

### 1. 支援の質の向上への取組

児童福祉法第21条の5の18第2項の規定により、事業者は、その提供する障害児通所支援の

質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。そのためには、設置者・管理者は、自己評価の実施と評価結果に基づく改善を行うとともに、「第三者評価共通基準ガイドライン（障害者・児福祉サービス解説版）」等により、第三者による外部評価を活用することも有効である。

また、適切な支援を安定的に提供するとともに、支援の質を向上させるためには、支援に関わる人材の知識・技術を高めることが必要であり、そのためには、設置者・管理者は、様々な研修の機会を確保するとともに、知識・技術の習得意欲を喚起することが重要である。

さらに、職員が事業所等における課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を構築するためには、日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢が重要である。そのため、設置者・管理者は、事業所等において職場研修を実施し、職員は当該研修を通じて、常に自己研鑽を図る必要がある。

加えて、設置者・管理者は、職員が外部で行われる研修等へ積極的に参加できるようにし、職員が必要な知識・技術の習得、維持及び向上を図ることができるようとする必要がある。

#### （1） 職員の知識・技術の向上

- 職員の知識・技術の向上は、児童発達支援の内容の向上に直結するものであり、職員の知識・技術の向上の取組は、設置者・管理者の重要な管理業務の一つである。
- 設置者・管理者は、職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、その計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保することが必要である。資質の向上の支援に関する計画の策定に際しては、職員を積極的に参画させることが必要である。
- 児童発達支援を適切に提供する上で、児童発達支援に期待される役割、障害のある子どもの発達の段階ごとの特性、障害種別・障害の特性、子どもと家族に対する適切なアセスメントと支援の内容・方法、関連する制度の仕組み、関係機関・団体の役割、児童虐待への対応、障害者権利条約の内容等を理解することが重要であり、設置者・管理者は、職員に対してこうした知識の習得に向けた意欲を喚起する必要がある。
- 障害種別・障害の特性に応じた支援や発達の段階に応じた支援、家族支援等に係る適切な技術を職員が習得することが、子どもの発達支援や二次障害の予防、家庭養育を支えるといった視点から重要であり、設置者・管理者は、職員に対してこうした技術の習得に向けた意欲を喚起する必要がある。

#### （2） 研修の受講機会等の提供

- 設置者・管理者は、職員の資質の向上を図るため、研修の実施等を行う必要がある。具体的には、自治体や児童発達支援センター、障害児支援関係団体が実施する研修等への職員の参加、事業所等における研修会や勉強会の開催（本ガイドラインを使用した研修会や勉強会等）、事業所等に講師を招いての研修会の実施、職員を他の事業所等に派遣しての研修、事業所内における職員の自己研鑽のための図書の整備等が考えられる。また、医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子どもに対し、適切な支援が行われるよう、職員に喀痰吸引等の研修を受講させることが必要である。さらに、強度度行動障害を有する子どもに対し、

適切な支援が行われるよう、強度行動障害支援者養成研修や中核的人材養成研修を受講させることも必要である。

- 児童発達支援管理責任者は、職員に対する技術指導及び助言を行うことも業務となっており、設置者・管理者は、事業所内における研修の企画等に当たっては、児童発達支援管理責任者と共同して対応していくことが必要である。

### (3) 児童発達支援センターによるスーパーバイズ・コンサルテーションの活用

- 児童発達支援センターには、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助）を有することが求められており、対応が難しい子どもや家族をはじめ、個別ケースへの支援も含めた障害児通所支援事業所全体への支援が行われることが期待される。具体的には、直接個別の事業所に訪問して行うものや、事業所が児童発達支援センターを来訪して行うものなど、様々な方法が考えられる。
- 地域の障害児通所支援事業所においては、児童発達支援センターとの連携を図りながら、スーパーバイズ・コンサルテーションを受けることにより、支援の質の向上につなげていくことが望ましい。
- スーパーバイズ・コンサルテーションを効果的に活用するためには、提供する児童発達支援センターとこれを受ける事業所の相互理解や信頼関係の構築が重要であり、相互が理念や支援の手法を明確にして取り組んでいくことが必要である。
- 詳細は、追って示す「地域における児童発達支援センター等を中心とした障害児支援体制整備の手引き」を参照すること。

## 2. 権利擁護

障害のある子どもの支援に当たっては、子どもの権利条約、障害者権利条約、子ども基本法、児童福祉法等が求める子どもの最善の利益が考慮される必要がある。特に、障害のある子どもが、自由に自己の意見を表明する権利及びこの権利を実現するための支援を提供される権利を有することを認識することが重要である。具体的には、職員は、子どもの意向の把握に努めること等により、子ども本人の意思を尊重し、子ども本人の最善の利益を考慮した支援を日々行う必要があり、詳細は、追って示す「障害児支援における子どもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」を参照すること。

また、障害のある子どもの権利擁護のために、虐待等の子どもの人権侵害の防止に関する次のような取組も積極的に行っていくことが必要である。

### (1) 虐待防止の取組

- 設置者・管理者は、運営基準により、虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること、職員に対する虐待の防止のための研修を定期的に実施すること、これらの措置を適切に実施するための担当者を置くことが求められている。
- 設置者・管理者は、職員による子どもに対する虐待を防止するため、虐待防止委員会の設置など、必要な体制の整備が求められる。

虐待防止委員会の責任者は、通常、管理者が担うこととなる。虐待防止委員会を組織的に機能させるために、苦情解決の第三者委員等の外部委員を入れてチェック機能を持たせるとともに、児童発達支援管理責任者等、虐待防止のリーダーとなる職員を虐待防止マネージャーとして配置し、研修や虐待防止チェックリストの実施など、具体的な虐待防止への取組を進めることが必要である。

- 設置者・管理者は、職員に対し、虐待防止啓発のための定期的な研修を実施し、又は自治体が実施する研修を受講させるほか、自らが虐待防止のための研修を積極的に受講すること等により、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。）について理解し、虐待防止の取組を進める必要がある。特に、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」は必ず読むようのこと。

また、自治体が実施する虐待防止や権利擁護に関する研修を受講した場合には、事業所等で伝達研修を実施することが重要である。

- 職員からの虐待（特に性的虐待）は、密室化した場所で起こりやすいことから、設置者・管理者は、送迎の車内を含め、密室化した場所を極力作らないよう、常に周囲の目が届く範囲で支援を実施できるようにする必要がある。実習生やボランティアの受け入れや地域住民との交流を図ることなどを通じて、第三者の目が入る職場環境を整えることも重要である。
- 児童対象性暴力等が子どもの権利を著しく侵害し、子どもの心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が、教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止の措置を講じることを義務付ける「学校設置者等及び民間教育保育事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）が令和 6 年通常国会において成立し、公布の日（令和 6 年 6 月 26 日）から起算して 2 年 6 月を超えない範囲において政令で定める日より施行される。

講ずべき措置について、具体的には、教員等の研修や子どもとの面談、子どもが相談を行いややすくするための措置等及び教員等としてその業務を行わせる者についての特定性犯罪前科の有無の確認等をしなければならず、これらの措置について、認可保育所等や障害児入所施設のほか、指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援）は義務の対象とされ、児童福祉法上の届出対象の事業や認可外保育施設、総合支援法に規定される障害児を対象とする事業（居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所及び重度障害者等包括支援事業）は、認定を受けた場合は、学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施しなければならない。今後、施行までに現場の声を聴きながら、対象となる従事者や具体的な措置の内容等について検討していく。

- 職員から虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合（相談を受けて虐待と認識した場合を含む。）、その者は、障害者虐待防止法第 16 条に規定されている通報義務に基づき、児童

発達支援の通所給付決定をした市町村の窓口に通報する必要がある。事業所等の中だけで事実確認を進め、事態を収束させることなく、必ず市町村に通報した上で行政と連携して対応を進める必要がある。

- 職員は、保護者による虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、子どもの状態の変化や家族の態度等の観察、情報収集により、虐待の早期発見に努める必要がある。また、保護者に対する相談支援やカウンセリング等により、虐待の未然防止に努めることが重要である。
- 職員は、保護者による虐待を発見した場合は、児童虐待防止法第6条に規定されている通告義務に基づき、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所等へ速やかに通告する必要がある。虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や子ども家庭センター、児童家庭支援センター、市町村の児童虐待対応窓口、保健所等の関係機関・団体と連携して対応を図っていくことが求められる。

## (2) 身体拘束への対応

- 職員が自分の体で子どもを押さえつけて行動を制限することや、自分の意思で開けることのできない居室等に隔離すること等は身体拘束に当たり、運営基準により、障害のある子どもや他の障害のある子どもの生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、禁止されている。
- 設置者・管理者は、身体拘束等の適正化を図る措置（①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施）を講じる必要がある。
- やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を全て満たすことが必要となるが、身体拘束の検討が必要なケースについては、代替性がないか等について慎重に検討した上で、それでもなお、身体拘束を行わざるを得ない事態が想定される場合には、いかなる場合にどのような形で身体拘束を行うかについて、設置者・管理者は組織的に決定する必要がある。また、児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画に、身体拘束が必要となる状況、身体拘束の態様・時間等について、子どもや保護者に事前に十分に説明をし、了解を得た上で記載することが必要である。
- 身体拘束を行った場合には、設置者・管理者は、身体拘束を行った職員又は児童発達支援管理責任者から、その様態・時間、その際の子どもの心身の状況、緊急やむを得ない理由等について報告を受けるとともに、記録を行うことが必要である。なお、必要な記録がされていない場合は、運営基準違反となることを認識しておく必要がある。

## (3) その他

- 設置者・管理者は、子どもの権利擁護に関する研修会を実施するなど、職員が子どもの人権や意思を尊重した支援を行うために必要な取組を進めることが必要である。

## (別添1)

### 個別支援計画の記載のポイント

#### 【個別支援計画全般に係る留意点】

- 個別支援計画の作成に当たっては、子どもの意思の尊重（年齢及び発達の程度に応じた意見の尊重等）及び子どもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することが必要である。
- それぞれの記載項目について、子どもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要である。「利用児及び家族の生活に対する意向」も踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定すること。
- 5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」以下同じ。）の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、5領域の視点を網羅した支援を行うことが必要である。この際、5領域の視点を持ちながら、子どもと家族の状況を多様な観点・情報から総合的・包括的に確認・分析してそのニーズや課題を捉え、そこから必要な支援を組み立てていくことが重要であり、単に5領域に対応する課題や支援への当てはめを行うだけのアセスメント・計画作成にならないよう留意すること。  
なお、発達支援は個々の子どもへのアセスメントを踏まえたオーダーメイドの支援を行うものであり、支援目標や支援内容がそれぞれの子どもについて同一のものとなることは想定されないこと。
- 「支援目標及び具体的な支援内容等」においては、発達支援の基本となる「本人支援」「家族支援」「移行支援」について必ず記載すること。また、「地域支援・地域連携」（例：医療機関との連携等）については、必要に応じて記載することとするが、関係者が連携しながら子どもと家族を包括的に支援していく観点から、当該事項についても積極的に取り組むことが望ましい。
- アセスメントに基づく子どもの状態像の把握を適時に行いながら、PDCAサイクル（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）で構成されるプロセス）により支援の適切な提供を進めることが必要である。個別支援計画の作成後も、子どもについての継続的なアセスメントにより子どもの状況等について把握するとともに、計画に基づく支援の実施状況等の把握を行い、モニタリングの際には、作成した個別支援計画に定めた支援目標に対する達成状況等の評価を行い、これを踏まえて個別支援計画の見直しを行うこと。  
この観点からは、支援目標や支援内容の記載が長期にわたり同一であることは想定されないこと。

## **【各記載項目の留意点】**

### **<利用児及び家族の生活に対する意向>**

- こども本人や家族の意向を聴いた上で、家族より得た情報や子どもの発達段階や特性等を踏まえて、整理して記載する。

### **<総合的な支援の方針>**

- 1年間を目途に（それ以上の期間も可）、以下の観点も踏まえながら、こどもや家族、関係者が共通した状況や課題への認識と支援の見通しやイメージを持つことができるよう、事業所としてのこども等の状況の見立てとどのように支援をしていくのかという方針を記載する。
  - ・障害児支援利用計画、障害児支援担当者会議（セルフプランの場合には、事業所間連携加算等も活用し、複数の利用事業所を集めた支援の連携のための会議）で求められている事業所の役割
  - ・支援場面のみではなく、家庭や通っている保育所や幼稚園、放課後児童クラブ等（以下「保育所等」という。）、学校等での生活や育ちの視点
  - ・保育所等の併行利用や移行、同年代のこどもとの仲間づくり等のインクルージョン（地域社会への参加・包摂）の視点
  - ・こどもが事業所を継続的に利用している場合には、個別支援計画のモニタリング結果を踏まえたPDCAサイクルによる支援の適切な提供の視点

### **<長期目標>**

- 総合的な支援の方針で掲げた内容を踏まえ、概ね1年程度で目指す目標を設定して記載する。

### **<短期目標>**

- 長期目標で掲げた内容を踏まえ、概ね6か月程度で目指す目標を設定して記載する。

### **<支援目標及び具体的な支援内容等>**

- 子どもの利用頻度や発達の程度に応じて、欄の増減等のアレンジは適宜行うこととして差し支えない。

### **<項目>**

- 「本人支援」「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」を項目欄に記載する。
- 「本人支援」「家族支援」「移行支援」については必ず記載する。「地域支援・地域連携」については、必要に応じて記載することとするが、各事業所において積極的に取り組むことが望ましい。

## ◎本人支援

- アセスメントやモニタリングに基づき、こどもが将来、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにする観点から、本人への発達支援について、5領域との関連性を含めて記載する。
- 5領域との関連性については、5つの領域全てが関連付けられるよう記載すること。相互に関連する部分、重なる部分もあると考えられるため、5つの欄を設けて、個々に異なる目標を設定する必要はないが、各領域との関連性についての記載は必ず行うこと。
- 保育所等との併行利用や複数の障害児通所支援事業所を組み合わせて利用している場合は、保育所等や他の事業所での支援内容とお互いの役割分担を踏まえた上で、自事業所における支援について記載する。

## ◎家族支援

- こどもの成長・発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる観点から、家族支援について記載する。

### 【家族支援の例】

- ・ こどもの発達状況や特性の理解に向けた相談援助、講座やペアレントトレーニングの実施
- ・ 家族の子育てに関する困りごとに対する相談援助
- ・ レスパイイトや就労等の預かりニーズに対応するための支援
- ・ 保護者同士の交流の機会の提供（ピアの取組）
- ・ きょうだいへの相談援助等の支援
- ・ 子育てや障害等に関する情報提供 等

## ◎移行支援

- インクルージョン（地域社会への参加・包摂）を推進する観点から、支援の中に「移行」という視点を取り入れ、こどもや家族の意向等も踏まえつつ、保育所等の他のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、同年代のこどもとの仲間づくり等の「移行支援」について記載する。
- 移行支援は、必ずしも保育所等への具体的な移行だけを念頭に置くものではなく、入園・入学等のライフステージの切り替えを見据えた将来的な移行に向けた準備や、事業所以外の生活や育ちの場である保育所等の併行利用先や学校等での生活や支援の充実、こどもが地域で暮らす他のこどもと繋がりながら日常生活を送ることができるようすること等、利用児童の地域社会への参加・包摂に係る支援が含まれるものであること。

### 【移行支援の例】

- ・ 保育所等への移行に向けた、移行先との調整、移行先との支援内容等の共有や支援方法の伝達、受入体制づくりへの協力や相談援助への対応等の支援
- ・ 具体的な移行又は将来的な移行を見据えて支援目標や支援内容を設定しての本人への発

### 達支援（※）

- ・進路や移行先の選択についての本人や家族への相談援助や移行に向けての様々な準備の支援（※）
- ・保育所等と併行利用を行っている場合や、就学児の場合に、子どもに対し障害特性等を踏まえた一貫した支援を行うため、併行利用先や学校等と子どもの状態や支援内容等についての情報共有や支援内容等（例：得意不得意やその背景の共有、声掛けのタイミング、コミュニケーション手段等）の擦り合わせを行う等の連携・支援の取組
- ・地域の保育所等や子育て支援サークル、地域住民との交流 等  
(※) 移行支援の視点を持った本人支援や家族支援を行う場合、「項目」の欄は切り分けることなく、「本人支援」「家族支援」と「移行支援」を併記することで差し支えない。

### ◎地域支援・地域連携

- こどもと家族を中心に、包括的な支援を提供する観点から、そのこども・家族の生活や育ちの支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等と連携した取組について、記載する。
- 個別支援計画であり、計画の対象であるこども・家族への支援に係る取組を記載するものであることに留意すること。

#### 【地域支援・地域連携の例】

- ・こどもが通う保育所等や学校等との情報連携や調整、支援方法や環境調整等に関する相談援助等の取組（※）
- ・こどもを担当する保健師や、こどもが通う医療機関等との情報連携や調整等の取組
- ・こどもに支援を行う発達障害者支援センターや医療的ケア児支援センター、地域生活支援拠点等との連携の取組
- ・こどもが利用する相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、他の障害児通所支援事業所との生活支援や発達支援における連携の取組 等  
(※) 移行支援の取組として記載している場合は、再掲する必要はない。

### <支援目標>

- 支援期間終了の際（モニタリング時）に、到達できているであろう「こども本人や家族の状況」を具体的な到達目標として記載する。
- こども本人や家族の意向等だけでなく、アセスメントの結果も踏まえて、必要と考えられる支援ニーズも含めて目標設定を行うこと。
- 到達目標については、主語はこども本人や家族となるよう記載することを基本とする。なお、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」については、支援方針の立て方や連携体制のとり方によって、主語が事業所・関係機関・関係者等にもなりうるため、柔軟に取り扱うこと。

#### <支援内容>

- 支援目標（具体的な到達目標）で設定した目標に向けて、事業所がどのような支援、工夫、配慮を行うのかを具体的に記載する。
- 「本人支援」については、具体的に設定した支援内容と5領域との関連性を記載する。支援内容と関連する5領域が複数にまたがる場合には、関連する領域を全て記載する。
- 「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」については、家族や関係機関への具体的な働きかけや取組等について記載する。なお、これらの項目については5領域との関連性の記載は不要である。

#### <達成時期>

- 支援目標を達成するために必要となる期間を設定する。
- 個別支援計画については、6ヶ月に1回以上の見直しが求められているため、達成時期についても最長6ヶ月後までとする。1~3ヶ月で達成する目標も積極的に検討していくこと。

#### <担当者・提供機関>

- 主として支援を提供する担当者の氏名や職種等を記載する。
- 「移行支援」や「地域支援・地域連携」において、関係機関との連携を行うことを支援内容として設定している場合には、具体的な連携先である機関名等を記載する。

#### <留意事項>

- 支援内容に設定した取組が、加算の算定を想定している取組である場合には、算定する加算や頻度等について記載する（例：子育てサポート加算、家族支援加算、関係機関連携加算等）。
- 個別支援計画とは別途計画を作成することが必要な加算についても、個別支援計画との関連性を記載する（例：専門的支援実施加算、自立サポート加算等）。
- 家族の役割、支援の進め方等、支援について補足事項があれば記載する。

#### <優先順位>

- こどもや家族の意向も踏まえた上で、こどもの支援ニーズと課題、現在と当面の生活の状況等を踏まえて、「本人支援」の各支援内容に関して取組の優先順位を設定する。こどもの発達段階や特性等についてこどもや家族と共に理解を図り共に考えながら設定することが望ましい。
- 優先順位として番号を振ることのほか、二重丸や丸等で優先度を示すこととしても差し支えない。また、優先度がつけられない又は判断できない場合には空欄にすることや、同一の番号とすることとしても差し支えない。
- 「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」については、優先順位の記載は不要である。

## 個別支援計画書

作成年月日： 年 月 日

利用児及び家族の生活に対する意向	こども本人や家族の意向を聴いた上で、家族より得た情報や子どもの発達段階や特性等を踏まえて、整理して記載する。		
総合的な支援の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1年間を目途に（それ以上の期間も可）、以下の観点も踏まえながら、こどもや家族、関係者が共通した状況や課題への認識と支援の見通しやイメージを持つことができるよう、事業所としてのこども等の状況の見立てとどのように支援をしていくのかという方針を記載する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児支援利用計画、障害児支援担当者会議（セルフプランの場合には、事業所間連携加算等も活用し、複数の利用事業所を集めた支援の連携のための会議）で求められている事業所の役割</li> <li>・ 支援場面のみではなく、家庭や通っている保育所や幼稚園、放課後児童クラブ等（以下「保育所等」という。）、学校等での生活や育ちの視点</li> <li>・ 保育所等の併行利用や移行、同年代のこどもの仲間づくり等のインクルージョン（地域社会への参加・包摶）の視点</li> <li>・ こどもが事業所を継続的に利用している場合には、個別支援計画のモニタリング結果を踏まえたPDCAサイクルによる支援の適切な提供の視点</li> </ul> </li> </ul>		
長期目標 (内容・期間等)	総合的な支援の方針で掲げた内容を踏まえ、概ね1年程度で目指す目標を設定して記載する。		支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度・時間)
短期目標 (内容・期間等)	長期目標で掲げた内容を踏まえ、概ね6か月程度で目指す目標を設定して記載する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用曜日・提供時間等を記載。</li> <li>・ 計画及び延長時間を別表で定めることも可。</li> </ul>

○ 支援目標及び具体的な支援内 容

項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域)	優先順位
本人支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「本人支援」「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」を項目欄に記載する。</li> <li>○ 「本人支援」「家族支援」「移行支援」については必ず記載する。「地域支援・地域連携」については、必要に応じて記載することとするが、各事業所において積極的に取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援目標を達成するために必要となる期間を設定する。</li> <li>○ 個別支援計画については、6か月に1回以上の見直しが求められているため、達成時期についても最長6か月後までとする。1~3か月で達成する目標も積極的に検討していくこと。</li> </ul>	
本人支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援期間終了の際（モニタリング時）に、到達できているであろう「こども本人や家族の状況」を具体的な到達目標として記載する。</li> <li>○ こども本人や家族の意向等だけでなく、アセスメントの結果も踏まえて、必要と考えられる支援ニーズも含めて目標設定を行うこと。</li> <li>○ 到達目標については、主語はこども本人や家族となるよう記載することを基本とする。なお、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」については、支援方針の立て方や連携体制のとり方によって、主語が事業所・関係機関・関係者等になりうるため、柔軟</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ こどもや家族の意向も踏まえた上で、子どもの支援ニーズと課題、現在と当面の生活の状況等を踏まえて、「本人支援」の各支援内容に関して取組の優先順位を設定する。子どもの発達段階や特性等についてこどもや家族と共に考えながら設定することが望ましい。</li> <li>○ 優先順位として番号を振ることのほか、二重丸や丸等で優先度を示すこととしても差し支えない。また、優先度がつけられない又は判断できない場合には空欄にすることや、同一の番号とすることとしても差し支えない。</li> </ul>	
家族支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援目標（具体的な到達目標）で設定した目標に向けて、事業所がどのような支援、工夫、配慮を行うのかを具体的に記載する。</li> <li>○ 「本人支援」については、具体的に設定した支援内容と5領域との関連性を記載する。支援内容と関連する5領域が複数にまたがる場合には、関連する領域を全て記載する。</li> <li>○ 「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」については、家族や関係機関への具体的な働きかけや取組等について記載する。なお、これらの項目については5領域との関連性の記載は不要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援内容に設定した取組が、加算の算定を想定している取組である場合には、算定する加算や頻度等について記載する（例：子育てサポート加算、家族支援加算、関係機関連携加算等）。</li> <li>○ 個別支援計画とは別途計画を作成することが必要な加算についても、個別支援計画との関連性を記載する（例：専門的支援実施加算、自立サポート加算等）。</li> <li>○ 家族の役割、支援の進め方等、支援について補足事項があれば記載する。</li> </ul>	
移行支援			
地域支援 ・ 地域連携			

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。

児童発達支援管理責任者氏名：

年 月 日 (保護者署名) 押印廃止

## 【個別支援計画全般に係る留意点】

- 個別支援計画の作成に当たっては、こどもの意思の尊重（年齢及び発達の程度に応じた意見の尊重等）及びこどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することが必要である。
- それぞれの記載項目について、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要である。「利用児及び家族の生活に対する意向」も踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定すること。
- 5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、5領域の視点を網羅した支援を行うことが必要である。この際、5領域の視点を持ちながら、こどもと家族の状況を多様な観点・情報から総合的・包括的に確認・分析してそのニーズや課題を捉え、そこから必要な支援を組み立てていくことが重要であり、単に5領域に対応する課題や支援への当てはめを行なうだけのアセスメント・計画作成にならないよう留意すること。
- なお、発達支援は個々のこどもへのアセスメントを踏まえたオーダーメイドの支援を行うものであり、支援目標や支援内容がそれぞれのこどもについて同一のものとなることは想定されないこと。
- 「支援目標及び具体的な支援内容等」においては、発達支援の基本となる「本人支援」「家族支援」「移行支援」について必ず記載すること。
- また、「地域支援・地域連携」（例：医療機関との連携等）については、必要に応じて記載することとするが、関係者が連携しながらこどもと家族を包括的に支援していく観点から、当該事項についても積極的に取り組むことが望ましい。
- アセスメントに基づく子どもの状態像の把握を適時に行なうこと、PDCAサイクル（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善））で構成されるプロセスにより支援の適切な提供を進めることが必要である。
- 個別支援計画の作成後も、こどもについての継続的なアセスメントにより子どもの状況等について把握するとともに、計画に基づく支援の実施状況等の把握を行い、モニタリングの際には、作成した個別支援計画に定めた支援目標に対する達成状況等の評価を行い、これを踏まえて個別支援計画の見直しを行うこと。
- この観点からは、支援目標や支援内容の記載が長期にわたり同一

# 障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れ

別添2

- 日々の支援等への反映 等

- 以下の観点で、事業所全体で改善・充実に向けた方策等の検討を行う
  - ・改善等に向けた今後の見通しの明確化
  - ・改善等に向けた具体的な方策の検討
  - ・役割分担や体制等の見直し 等



- 保護者（客観的視点による）評価の実施
- 従業者による自己評価の実施

- 保護者評価及び従業者評価の結果を踏まえて、事業所全体で自己評価を実施

- 以下の観点で、事業所全体で把握と共有を行う
  - ・事業所の強み（さらに強化・充実を図るべき点等）
  - ・事業所の弱み（課題・改善すべき点等）特に、事業所の弱みについては、改善に向けて現状の見直しや理念や方針の再確認を含めた整理を行う

全従業者による共通理解の下で取組を行うことが重要

手順

ステップ  
①

## 保護者等による評価の実施

- 事業者から保護者等に対して、「保護者等向け評価表」を活用してアンケート調査を行う。回答は集計し、特記事項欄の記述を含めてとりまとめる。
- 保護者評価は、客観的視点による評価として自己評価の際に活用するべきデータであるため、回答率の向上に努めることが望ましい。

## 従業者による評価の実施

- 事業者の従業者が「事業者向け自己評価表」を活用して従業者評価を行う。その際には、「はい」「いいえ」などに評価をチェックするだけでなく、各項目について、「課題は何か」「工夫している点は何か」等についても記入する。
- 従業者評価は、できる限り全従業者から提出を求めることが望ましい。

※保育所等訪問支援においては、「保護者評価」及び「従業者評価」に加え、「訪問先施設評価」を実施

## 事業所全体による自己評価（課題等の把握・分析含む）

- 保護者評価及び従業者評価の結果を踏まえて、事業所全体で各項目ごとに自己評価を実施する。実施の際には、管理者等一部の者で自己評価を行うのではなく、ミーティング等の機会を通じて、従業者同士で意見交換を行いながら自己評価を行うとともに、課題や改善が必要な事項の把握と共有（認識のすり合わせ）を行う等、全従業者による共通理解の下で取組を進めていくことが望ましい。
- 全ての項目について自己評価結果を行ったのち、その結果を踏まえ、自己評価総括表を活用し、事業所の「強み」と「弱み」について分析を行う。
- 保護者評価は、客観的視点による評価であることから、事業所全体で自己評価及び分析を行う際には、保護者評価の結果も十分に活用し、事業所の提供している支援等が、利用者側から見てニーズに応じたものになっているのかという視点も考慮して自己評価等を行うことが重要である。

## 改善・充実に向けた検討

- 事業所全体の自己評価や整理した事業所の強み・弱み等の分析の結果を踏まえて、改善・充実に向けた今後の具体的な見通しや改善・充実に向けた具体的な取組を検討・整理する。ここで検討・整理された取組等は、改善・充実に向けて、日々の支援等へ反映されるべきものであることから、ミーティング等の機会を通じて、従業者同士で意見交換を行いながら検討・整理を進めていくことが望ましい。

## 自己評価結果等の公表

- 自己評価結果については、「はい」「いいえ」の集計結果を公表することが趣旨ではなく、自己評価の機会を通じて、全従業者による共通理解の下で、事業所の強みや弱み等の分析や、課題の改善やさらなる充実に向けた取組を進めていくながら、事業所の質の向上を図っていく点が重要である。その観点も踏まえて、インターネットその他の方法による公表や保護者等にフィードバックをする必要があることに留意すること。

## 支援の改善に向けた取組等

- 改善・充実に向けて検討・整理した内容を踏まえて、日々の支援等への反映を行っていく。

ステップ  
⑤

## 従業者向け

## 児童発達支援評価表

○ 本評価表は、児童発達支援センター又は児童発達支援事業所に従事する従業者の方に、事業所の自己評価していただくものです。

「はい」又は「いいえ」のどちらかに○を記入するとともに、従業者の視点で、「事業所が工夫していると思う点」や「改善が必要だと思われる点」などについて記入してください。

		チェック項目	はい	いいえ	工夫していると思う点・改善が必要だと思われる点など
環境 ・ 体 制 整 備	1	利用定員が発達支援室等のスペースとの関係で適切であるか。			
	2	利用定員や子どもの状態等に対して、職員の配置数は適切であるか。			
	3	生活空間は、子どもにわかりやすく構造化された環境になっているか。また、事業所の設備等は、障害の特性に応じ、バリアフリー化や情報伝達等、環境上の配慮が適切になされているか。			
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっているか。			
	5	必要に応じて、子どもが個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっているか。			
業務 改 善	6	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか。			
	7	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。			
	8	職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。			
	9	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。			
	10	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。			
	11	適切に支援プログラムが作成、公表されているか。			
	12	個々の子どもに対してアセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成しているか。			
	13	児童発達支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、子どもの支援に関わる職員が共通理解の下で、子どもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。			
	14	児童発達支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。			
	15	子どもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。			

適切な支援の提供	16	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、子どもの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか。			
	17	活動プログラムの立案をチームで行っているか。			
	18	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか。			
	19	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて児童発達支援計画を作成し、支援が行われているか。			
	20	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。			
	21	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。			
	22	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか。			
	23	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。			
	24	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、その子どもの状況をよく理解した者が参画しているか。			
関係機関や保護者との連携	25	地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。			
	26	併行利用や移行に向けた支援を行うなど、インクルージョン推進の観点から支援を行っているか。また、その際、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。			
	27	就学時の移行の際には、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。			
	28	(28~30は、センターのみ回答) 地域の他の児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等と連携を図り、地域全体の質の向上に資する取組等を行っているか。			
	29	質の向上を図るため、積極的に専門家や専門機関等から助言を受けたり、職員を外部研修に参加させているか。			
	30	(自立支援)協議会こども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか。			
	31	(31は、事業所のみ回答) 地域の児童発達支援センターとの連携を図り、必要に応じてスーパーバイズや助言等を受ける機会を設けているか。			

	32	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、地域の中で他のこどもと活動する機会があるか。			
	33	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか。			
	34	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。			
	35	運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。			
	36	児童発達支援計画を作成する際には、子どもや保護者の意思の尊重、子どもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、子どもや家族の意向を確認する機会を設けているか。			
	37	「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ているか。			
	38	定期的に、家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、面談や必要な助言と支援を行っているか。			
	39	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。			
	40	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。			
	41	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか。			
	42	個人情報の取扱いに十分留意しているか。			
	43	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。			
	44	事業所の行事に地域住民を招待する等、地域に開かれた事業運営を図っているか。			
	45	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。			
	46	業務継続計画（BCP）を策定するとともに、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。			
	47	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況を確認しているか。			
	48	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか。			
	49	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。			

対応	50	子どもの安全確保に関して、家族等との連携が図られるよう、安全計画に基づく取組内容について、家族等へ周知しているか。			
	51	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。			
	52	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。			
	53	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか。			

## 保護者向け

## 児童発達支援評価表

(保護者の皆さまへ)

○ 本評価表は、児童発達支援センター又は児童発達支援事業所を利用するお子さんの保護者等の方に、事業所の評価をしていただくものです。

「はい」「どちらともいえない」「いいえ」「わからない」のいずれかに○を記入していただくとともに、「ご意見」についてもご記入ください。

		チェック項目	はい	どちらともいえない	いいえ	わからない	ご意見
環境・体制整備	1	子どもの活動等のスペースが十分に確保されていると思いますか。					
	2	職員の配置数は適切であると思いますか。					
	3	生活空間は、子どもにわかりやすく構造化された環境（※1）になっていると思いますか。また、事業所の設備等は、障害特性に応じて、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされていると思いますか。					
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっていると思いますか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっていると思いますか。					
適切な支援の提供	5	子どものことを十分に理解し、子どもの特性等に応じた専門性のある支援が受けられていると思いますか。					
	6	事業所が公表している支援プログラム（※2）は、事業所の提供する支援内容と合っていると思いますか。					
	7	子どものことを十分理解し、子どもと保護者のニーズや課題が客観的に分析された上で、児童発達支援計画（個別支援計画）（※3）が作成されていると思いますか。					
	8	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されていると思いますか。					
	9	児童発達支援計画に沿った支援が行われていると思いますか。					
	10	事業所の活動プログラム（※4）が固定化されないよう工夫されていると思いますか。					
	11	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、その他地域で他の子どもも活動する機会がありますか。					
保護者への説明等	12	事業所を利用する際に、運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明がありましたか。					
	13	「児童発達支援計画」を示しながら、支援内容の説明がなされましたか。					
	14	事業所では、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング)（※5）等)や家族等も参加できる研修会や情報提供の機会等が行われていますか。					
	15	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの健康や発達の状況について共通理解ができると思っていますか。					
	16	定期的に、面談や子育てに関する助言等の支援が行われていますか。					
	17	事業所の職員から共感的に支援をされていると思いますか。					
	18	父母の会の活動の支援や、保護者会等の開催等により、保護者同士の交流の機会が設けられるなど、家族への支援がされているか。また、きょうだい向けのイベントの開催等により、きょうだい同士の交流の機会が設けられるなど、きょうだいへの支援がされていますか。					

	19	こどもや家族からの相談や申入れについて、対応の体制が整備されているとともに、こどもや保護者に対してそのような場があることについて周知・説明され、相談や申入れをした際に迅速かつ適切に対応されていますか。					
	20	こどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮がなされていると思いますか。					
	21	定期的に通信やホームページ・SNS等で、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報や業務に関する自己評価の結果をこどもや保護者に対して発信されていますか。					
	22	個人情報の取扱いに十分に留意されていると思いますか。					
非常時等の対応	23	事業所では、事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等が策定され、保護者に周知・説明されていますか。また、発生を想定した訓練が実施されていますか。					
	24	事業所では、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練が行われていますか。					
	25	事業所より、子どもの安全を確保するための計画について周知される等、安全の確保が十分に行われた上で支援が行われていると思いますか。					
	26	事故等（怪我等を含む。）が発生した際に、事業所から速やかな連絡や事故が発生した際の状況等について説明がされていると思いますか。					
満足度	27	こどもは安心感をもって通所していますか。					
	28	こどもは通所を楽しみにしていますか。					
	29	事業所の支援に満足していますか。					

※1 「本人にわかりやすく構造化された環境」とは、こども本人がこの部屋で何をするのかがわかりやすいよう、机や本棚の配置などを工夫することです。

※2 「支援プログラム」とは、事業所における総合的な支援の推進と事業所が提供する支援の見える化を図るため、事業所で行われている取組等について示し、公表することが求められています。

※3 「児童発達支援計画（個別支援計画）」は、児童発達支援を利用する個々のこどもについて、その有する能力、置かれている環境や日常生活全般の状況に関するアセスメントを通じて、総合的な支援方針や支援目標及び達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的な内容、支援を提供する上での留意事項などを記載する計画のことです。これは、児童発達支援センター又は児童発達支援事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、保護者等への説明を行うとともに同意を得ることが義務付けられているものです。

※4 「活動プログラム」は、事業所の日々の支援の中で、一定の目的を持って行われる個々の活動のことです。子どもの発達の状況や障害の特性等に応じて柔軟に組み合わせて実施されることが想定されています。

※5 「ペアレンツ・トレーニング」は、保護者が子どもの障害の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方を学ぶことにより、子どもの行動変容することを目標とします。

## 公表

## 事業所における自己評価総括表

○事業所名				
○保護者評価実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
○保護者評価有効回答数 (対象者数)			(回答者数)	
○従業者評価実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
○従業者評価有効回答数 (対象者数)			(回答者数)	
○事業者向け自己評価表作成日	年 月 日			

## ○分析結果

	事業所の強み（※）だと思われること ※より強化・充実を図ることが期待されること	工夫していることや意識的に行っている取組等	さらに充実を図るための取組等
1			
2			
3			

	事業所の弱み（※）だと思われること ※事業所の課題や改善が必要だと思われること	事業所として考えている課題の要因等	改善に向けて必要な取組や工夫が必要な点等
1			
2			
3			

保護者等からの事業所評価の集計結果										
事業所名										
		公表日	年	月	日	利用児童数	年	月	日	回収数
環境・体制整備	1	子どもの活動等のスペースが十分に確保されていると思いますか。	はい	どちらともいえない	いいえ	わからない	ご意見			ご意見を踏まえた対応
	2	職員の配置数は適切であると思いますか。								
	3	生活空間は、子どもにわかりやすく構造化された環境になっていると思いますか。また、事業所の設備等は、障害特性に応じて、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされていると思いますか。								
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっていると思いますか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっていると思いますか。								
適切な支援の提供	5	子どものことを十分に理解し、子どもの特性等に応じた専門性のある支援が受けられていると思いますか。								
	6	事業所が公表している支援プログラムは、事業所の提供する支援内容と合っていると思いますか。								
	7	子どものことを十分理解し、子どもと保護者のニーズや課題が客観的に分析された上で、児童発達支援計画（個別支援計画）が作成されていると思いますか。								
	8	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されていると思いますか。								
	9	児童発達支援計画に沿った支援が行われていると思いますか。								
	10	事業所の活動プログラムが固定化されないよう工夫されていると思いますか。								
	11	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、その他地域で他の子どもと活動する機会がありますか。								
保護者への説明等	12	事業所を利用する際に、運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明がありましたか。								
	13	「児童発達支援計画」を示しながら、支援内容の説明がなされましたか。								
	14	事業所では、家族に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）や家族等も参加できる研修会や情報提供の機会等が行われていますか。								
	15	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの健康や発達の状況について共通理解ができていると思いますか。								
	16	定期的に、面談や子育てに関する助言等の支援が行われていますか。								
	17	事業所の職員から共感的に支援をされていると思いますか。								
	18	父母の会の活動の支援や、保護者会等の開催等により、保護者同士の交流の機会が設けられるなど、家族への支援がされているか。また、きょうだい向けのイベントの開催等により、きょうだい同士の交流の機会が設けられるなど、きょうだいへの支援がされていますか。								

	19	こどもや家族からの相談や申入れについて、対応の体制が整備されているとともに、こどもや保護者に対してそのような場があることについて周知・説明され、相談や申入れをした際に迅速かつ適切に対応されていますか。						
	20	こどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮がなされていると思いますか。						
	21	定期的に通信やホームページ・SNS等で、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報や業務に関する自己評価の結果をこどもや保護者に対して発信されていますか。						
	22	個人情報の取扱いに十分に留意されていると思いますか。						
非常時等の対応	23	事業所では、事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等が策定され、保護者に周知・説明されていますか。また、発生を想定した訓練が実施されていますか。						
	24	事業所では、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練が行われていますか。						
	25	事業所より、子どもの安全を確保するための計画について周知される等、安全の確保が十分に行われた上で支援が行われていると思いますか。						
	26	事故等（怪我等を含む。）が発生した際に、事業所から速やかな連絡や事故が発生した際の状況等について説明がされていると思いますか。						
満足度	27	こどもは安心感をもって通所していますか。						
	28	こどもは通所を楽しみにしていますか。						
	29	事業所の支援に満足していますか。						

		事業所における自己評価結果				
事業所名		公表日 年 月 日				
		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点
環境・体制整備	1	利用定員が発達支援室等のスペースとの関係で適切であるか。				
	2	利用定員や子どもの状態等に対して、職員の配置数は適切であるか。				
	3	生活空間は、子どもにわかりやすく構造化された環境になっているか。また、事業所の設備等は、障害の特性に応じ、バリアフリー化や情報伝達等、環境上の配慮が適切になされているか。				
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっているか。				
	5	必要に応じて、子どもが個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっているか。				
業務改善	6	業務改善を進めるための PDCA サイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか。				
	7	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。				
	8	職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。				
	9	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。				
	10	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。				
適切な支援の提	11	適切に支援プログラムが作成、公表されているか。				
	12	個々の子どもに対してアセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成しているか。				
	13	児童発達支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、子どもの支援に関わる職員が共通理解の下で、子どもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。				
	14	児童発達支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。				
	15	子どもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。				
16	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、子どもの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか。					
17	活動プログラムの立案をチームで行っているか。					

供 給	18	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか。				
	19	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて児童発達支援計画を作成し、支援が行われているか。				
	20	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。				
	21	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。				
	22	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか。				
	23	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。				
関 係 機 関 や 保 護 者 と の 連 携	24	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、その子どもの状況をよく理解した者が参画しているか。				
	25	地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。				
	26	併行利用や移行に向けた支援を行うなど、インクルージョン推進の観点から支援を行っているか。また、その際、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。				
	27	就学時の移行の際には、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。				
	28	(28~30は、センターのみ回答) 地域の他の児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等と連携を図り、地域全体の質の向上に資する取組等を行っているか。				
	29	質の向上を図るために、積極的に専門家や専門機関等から助言を受けたり、職員を外部研修に参加させているか。				
	30	(自立支援)協議会こども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか。				
	31	(31は、事業所のみ回答) 地域の児童発達支援センターとの連携を図り、必要に応じてスーパーバイズや助言等を受ける機会を設けているか。				
	32	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、地域の中で他の子どもと活動する機会があるか。				
	33	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか。				
運 営 方 法	34	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。				
	35	運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。				
	36	児童発達支援計画を作成する際には、子どもや保護者の意思の尊重、子どもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、子どもや家族の意向を確認する機会を設けているか。				

保護者への説明等	37	「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ているか。				
	38	定期的に、家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、面談や必要な助言と支援を行っているか。				
	39	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。				
	40	こどもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、こどもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。				
	41	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信しているか。				
	42	個人情報の取扱いに十分留意しているか。				
	43	障害のあるこどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。				
	44	事業所の行事に地域住民を招待する等、地域に開かれた事業運営を図っているか。				
	45	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。				
非常時等の対応	46	業務継続計画（BCP）を策定するとともに、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。				
	47	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認しているか。				
	48	食物アレルギーのあるこどもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか。				
	49	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。				
	50	こどもの安全確保に関して、家族等との連携が図られるよう、安全計画に基づく取組内容について、家族等へ周知しているか。				
	51	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。				
	52	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。				
	53	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、こどもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか。				

(別添3)

児童発達支援等における  
支援プログラムの作成及び公表の手引き

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

## **児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き**

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、総合的な支援の推進と、事業所が提供する支援の見える化を図るため、運営基準(※)において、5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」)との関連性を明確にした、事業所における支援の実施に関する計画(以下「支援プログラム」という。)を作成し、公表することが求められることとなった。

本手引きは、支援プログラムの作成・公表において基本的な事項を示すものである。各事業所は、本手引きの内容を踏まえつつ、創意工夫を図りながら、事業所が行う支援や取組等の実施に関する支援プログラムの作成及び公表を行っていただきたい。

(※) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年 厚生労働省令第15号)

### **1. 目的**

支援プログラムの作成及び公表により、事業所における総合的な支援の推進と、事業所が提供する支援の見える化を図ることを目的とする。

### **2. 対象事業**

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援

### **3. 支援プログラムの作成における留意点について**

- ・ 支援プログラムの作成に当たっては、支援プログラムで定める内容が、個々の個別支援計画につながっていくものであることを踏まえ、管理者や児童発達支援管理責任者のみで作成するのではなく、直接支援に従事する職員等の意見も聴きながら作成すること。
- ・ 支援プログラムは、以下のような役割が期待されることから、これらの観点も踏まえて作成すること。
  - ① 全職員が、自事業所の理念や支援方針、提供する支援等について、共通理解を深めるための役割。
  - ② 事業所の提供する支援内容の見える化により、支援を必要とすることもや家族のサービス選択に資する役割。
- ・ 複数の事業を一体的に行う多機能型事業所の場合には、それぞれの事業ごとに支援プログラムを作成すること。

### **4. 支援プログラムの記載項目について**

支援プログラムの作成に当たっては、以下の項目を網羅した内容となるよう作成する。様式については、別添資料1において、「支援プログラム参考様式」をお示しするが、支援プログラムの趣旨を踏まえ、それぞれの事業所が創意工夫の上、様々な形式により作成して差

し支えない(書面による作成ではなく、事業所ホームページ等において必要な内容を示すことでも可。)。なお、別添資料2「支援プログラムの様式パターンのイメージ」も参考にされたい。

(事業所における基本情報)

- ① 事業所名
- ② 作成年月日
- ③ 法人(事業所)理念
- ④ 支援方針
- ⑤ 営業時間
- ⑥ 送迎実施の有無

(支援内容)

- ⑦ 本人支援の内容と5領域の関連性
- ⑧ 家族支援(きょうだいへの支援も含む。)の内容
- ⑨ 移行支援の内容
- ⑩ 地域支援・地域連携の内容
- ⑪ 職員の質の向上に資する取組
- ⑫ 主な行事等

以上①～⑫の項目を網羅した支援プログラムを作成すること。なお、これらの項目に加えて、事業所の判断により別の項目を加えても差し支えないものとする。

## 5. 各項目における記載の内容

「4. 支援プログラムの記載項目について」で示した各項目についての記載の内容は以下のとおり。なお、「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」の各項目に係る記載の観点については、「個別支援計画記載のポイント」(令和6年5月17日こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)の内容も参考とすること。

(事業所における基本情報)

- ① 事業所名  
事業所名を記載すること。
- ② 作成年月日  
作成又は見直しを行った年月日を記載すること。
- ③ 法人(事業所)理念  
法人又は事業所理念を記載すること。
- ④ 支援方針  
事業所における支援方針を記載すること。

⑤ 営業時間

事業所の運営規定に定める営業時間を記載すること。

⑥ 送迎実施の有無

送迎実施の有無について記載すること。

(支援内容)

⑦ 本人支援の内容と5領域の関連性

支援内容と5領域を関連付けて記載すること。

なお、支援内容と5領域を関連付ける際の記載方法については、様々な形式が想定され、その方法については問わないものとする。

(例)

・領域ごとの欄を設け、関連する支援内容を記載する方法

・記載されている支援内容に対して、各領域を関連付ける方法

⑧ 家族支援(きょうだいへの支援も含む。)の内容

事業所において取り組んでいる家族に対する支援について記載すること。

⑨ 移行支援の内容

事業所において取り組んでいる移行に向けた支援について記載すること。

なお、移行に向けた支援は、必ずしも保育所等への具体的な移行だけを念頭においたものではなく、ライフステージの切り替えを見据えた取組、事業所以外での生活や育ちの場の充実に向けた取組、地域どつながりながら日常生活を送るための取組(地域の保育所等や子育て支援サークル、児童館、地域住民との交流)等も含まれる。

⑩ 地域支援・地域連携の内容

事業所において取り組んでいる地域支援・地域連携の取組について記載すること。

なお、児童発達支援センターや地域の中核的役割を担う事業所においては、地域の保育所等や障害児通所支援事業所への後方支援(地域支援)の取組等を実施している場合には、その取組についても記載すること。

⑪ 職員の質の向上に資する取組

事業所の提供する支援の質を確保するため、事業所内研修の実施や、外部研修への派遣等、職員の質の向上に資する取組について記載すること。

⑫ 主な行事等

事業所において実施している主な行事等について記載すること。

なお、行事形式の開催ではなく、通常の活動において季節に合わせた活動(例えば、節分、ひな祭り、クリスマス会、夏の水遊び等、季節に応じた活動など)を取り入れている場合も想定されることから、記載については、行事に限定されるものではない。

## 6. 支援プログラムの公表について

令和6年4月1日より、運営基準において、支援プログラムの作成及び公表が求めてお

り、事業所においては、本手引きを参考にしながら、作成に取り組まれたい。支援プログラムの作成後は、事業所のホームページに掲載する等、インターネットの利用その他の方法により広く公表するとともに、公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。

なお、令和7年4月1日以降に、支援プログラムの公表及び都道府県への届出がされていない場合には、支援プログラム未公表減算が適用されるため留意されたい。

以上

事業所名

## 支援プログラム（参考様式）

作成日

年

月

日

法人（事業所）理念								
支援方針								
営業時間		時	分から	時	分まで	送迎実施の有無	あり なし	
	支 援 内 容							
本人支援	健康・生活							
	運動・感覚							
	認知・行動							
	言語 コミュニケーション							
	人間関係 社会性							
家族支援				移行支援				
地域支援・地域連携				職員の質の向上				
主な行事等								

## 支援プログラムの様式パターンのイメージ(参考①)

※各様式は参考であり、実際の様式については、各事業所において、支援プログラムの作成の目的等を踏まえて作成されたい。

## その他パターン①

例えば、児童発達支援センター等、クラス分けを行っている場合等には、5領域と支援内容の関連性について、それぞれのクラスごとに記載する方法も考えられる。

## ○○事業所 支援プログラム

営業時間				送迎実施の有無		
法人理念						
支援方針						
支援内容						
対象児	I	II	III			
項目	0歳・1歳・2歳児(○○クラス)	3歳・4歳・5歳児(○○クラス)	3歳・4歳・5歳児(○○クラス)			
本人支援	健康・生活					
	運動・感覚					
	認知・行動					
	言語 コミュニケーション					
	人間関係・社会性					
地域支援・地域連携 (地域交流・園外活動)						
移行支援						
家族支援						
職員の質の向上						
主な行事等						

作成日○年○月○日

## その他パターン②

事業所の提供する活動プログラムを記載の上、それぞれの活動の中で行われる支援内容と5領域の関連性について記載する方法も考えられる。

## ○○事業所 支援プログラム

作成日 ○年○月○日

法人理念		
支援方針		
営業時間	送迎実施の有無	
プログラム		
支援内容(5領域)		
朝の会		
リズム		
散歩		
サークル		
アート		
給食		
家族支援		
移行支援		
地域支援・地域連携		
職員の質の向上		
主な行事等		

## 支援プログラムの様式パターンのイメージ(参考②)

### その他パターン③

支援の見える化を図ることも目的であることから、イラストを活用することにより、支援内容と5領域の関連性や、支援の目的等がわかりやすく伝わるように工夫する等して記載をする方法も考えられる。

### 〇〇事業所 支援理念:「〇〇〇……」

作成年月日 ○年〇月〇日

#### 支援方針

- 1)〇〇〇……
- 2)〇〇〇……
- 3)〇〇〇……

営業時間:〇〇  
送迎実施の有無:〇〇

#### 健康状態



#### 心身機能・構造

<運動・感覚>

.....

<認知・行動>

.....

#### 活動

<言語・コミュニケーション>

.....

#### 参加

<人間関係・社会性>

.....

#### 個人因子



<体験・経験(行事等)>

.....

#### 環境因子



<家族支援>

.....

<移行支援>

.....



<地域支援・連携>

.....

<職員の質の向上>

.....